

品川区長 濱野 健様

2022 年度

予算要望書

2021年12月21日

日本共産党品川区議団

目次

<u>はじめに</u>	2
<u>新型コロナウイルス感染症対策</u>	3
<u>中小企業を区内経済の根幹と位置付けた支援を</u>	5
<u>区民の生命とくらし守る福祉の充実を</u>	8
(公有地活用)	8
(介護保険制度)	8
(高齢者福祉)	9
(障害者福祉)	10
(生活保護・貧困対策)	16
(区民の健康、国民健康保険)	17
(子育て支援)	20
<u>東京一極集中の再開発や道路、羽田新ルートではなく 防災・環境を大事にした住民参加のまちづくりを</u>	24
(羽田空港新飛行ルート)	24
(超高層再開発・道路・まちづくり)	24
(リサイクル・地球温暖化対策・環境)	28
(住宅)	30
(防災対策)	31
(原発災害)	36
<u>子どもの人権を尊重し、ゆきとどいた教育を</u>	38
<u>住民参加を位置づけ区民サービスの向上を</u>	43
<u>権利としてのスポーツ振興の充実を</u>	47
<u>若者の声を区政に</u>	48

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、区民の命と健康、社会に大きな傷を与えていました。品川区は補正予算などを組み、対応を示しましたが、ワクチン接種と一体の大規模な PCR 検査、病床確保、保健所の体制強化、コロナで収入減となった住民や事業所への支援など、さらなる対策が必要です。

コロナ対策について、感染症における国や都の指示に沿うだけでなく、区独自の分析や対策、地元医師会などとの連携により生み出される具体策を求めます。

国に持続化給付金の再交付など事業所支援を求める事。また、10万円相当の給付金は所得制限を撤廃し、全額現金支給とし、さらにコロナで生活が困窮している全ての方を対象とすること。コロナ危機から区民の命と健康、事業所の経営と雇用を守り抜くことを強く求めます。

国会では臨時国会が開かれ、岸田自公政権のもと、空前の大軍拡路線をはじめ、敵基地攻撃能力の保有、9条改憲への動きなど、安倍・菅政権を上回る危険な姿が現れつつあります。9条を守り、憲法を生かす社会への取り組みが重要です。

今こそ、品川区は地方自治を発揮させ、こうした悪政から、区民の命と暮らし、平和を守るために全力をあげることを求めます。

来年度予算は、景気悪化に伴う歳入減が見込まれると同時に、歳出ではコロナ対策をはじめ、認可保育園、特養ホーム、障害者施設などの増設や生活保護など、社会保障の充実、誰一人取り残さない社会づくりが求められます。

こうした福祉予算を充実するためにも、その財源確保へ、不要不急な超高層再開発や 29 号線、放射 2 号線など特定整備路線は中止又は少なくとも延期とし、財源に充てる求めます。

羽田新ルートについて、国は固定化回避検討会を開催していますが、品川区を引き続き航空機が低空飛行するルートを固定化することは既に明らかです。騒音や落下物事故のリスクなど、住民被害を無くすため、直ちに羽田新ルートの運用中止を国に求めるべきです。また、安全神話が崩れ、必要性もなく環境破壊など問題だらけのリニア新幹線中止を国に求める事。

コロナ感染症は脆弱な日本社会の姿を浮き彫りにしました。体制の弱い保健所では、業務が激務となり、過労死ラインを超える超過勤務が長期間続きました。

住民福祉を市場原理に委ね、社会保障を矮小化し、企業の新たなもうけ口を確保。あわせて、巨大な再開発や道路整備を進め、一部大企業の利益を誘導する。一方で、社会の機能として欠かせない福祉や雇用、公教育を壊す。このような地方自治体における新自由主義は根本的な転換が求められ、地方自治法が掲げる地方自治の本旨である住民福祉の増進を本格的に発揮させることが必要です。

以下、575項目について来年度予算に反映するよう要望いたします。

新型コロナウイルス感染症対策

1. コロナ禍を通して医療の充実が求められている時、それに逆行する、国 地域医療構想による病床削減や、東京都の都立・公社病院の独立行政法人化に 対して、区としてやめるよう国と東京都に求めるこ と。
2. 感染対策は、感染者の早期発見、早期介入、早期治療を柱に位置づけ、無症 状感染者の把握のための PCR 検査等をだれもがいつでも何度でも無料で受 けられる仕組みをつくること。
3. 感染の実態把握のために、東京都にモニタリング検査の拡充を求めるこ と。また区としても区内でモニタリング検査を行うこと。
4. PCR 検査等を、医療・介護従事者、障害者福祉関係の労働者、保育士や学校 の教職員、清掃職員などエッセンシャルワーカーを対象に定期的な検査を行 うこと。また、陽性者が出了ときは、その集団を広く PCR 検査を行うなど積 極的疫学調査を実施すること。
5. 国に対して「原則自宅療養」の方針の撤回を求め、感染拡大時も、感染者は 原則入院が貫けるよう、緊急医療施設も含め病床の確保をすること。
6. 医療機関を守るため、区として実態を把握し、損失補填を国に求めるこ と。区の支援をさらに拡充すること。
7. 新型コロナ対応の職員が、1年半超にわたり過労死ラインを超えた超過勤務 を余儀なくされたことを反省し、保健所・保健センターの医師、保健師、事 務職員の抜本的な人員体制の強化をすること。
8. ワクチンの3回目の接種は、8カ月経過しなくとも受けられるよう体制整備 を行うこと。
9. 配慮を要する障害者のワクチン接種について、一般の人とは別に接種会場を 設けること。例えば、パニックを起こしたりする人のためのカームダウンス ペースや介助者も一緒に待機できるスペースを確保し、会場のゾーン分けや 接種の流れを絵や写真などを用いてわかりやすく説明するなどの配慮をす ること。また、通いなれた通所施設での接種ができるようにすること。
10. コロナの影響で失業・休業等となった人への緊急小口資金・総合支援資金の 貸付申請は、3か月ごとの延長を繰り返すのではなく、コロナ収束まで制度を 継続すること。また、返済時期に困窮状況が改善しない場合、減免の拡充な ど柔軟な制度の改善を求めるこ と。
11. 住居確保給付金については、3か月で打ち切るのでなく、コロナが収束し生 活が安定するまで給付すること。また、就活要件は無くすこと。
12. 国保のコロナ特例減免は、コロナ前 2019 年と比較して収入減となつた人を 対象とすること。

13. 中小業者支援として、持続化給付金、家賃支援給付金の再度給付を国に求めること。国がやらない場合は区独自に家賃支援を行うこと。
14. 文化会館や区民集会所等の区立施設がコロナ感染症対策のために定員が制限された場合、その制限に応じて使用料を引き下げるこ。
15. 各避難所の感染症対策として、ゾーニング分けとともに、テントや間仕切り、簡易ベッドを必要量備蓄すること。マスクや消毒液なども十分備蓄すること。備蓄倉庫の増設も進めること。また、食事スペースの確保、トイレの改善などを推進すること。
16. コロナ禍における避難所について、密を避けるために分散避難ができるよう、地域センターや文化センター、シルバーセンター、児童センターなどできる限り多くの避難所を開設する計画を作ること。

中小企業を区内経済の根幹と位置付けた支援を

1. 消費税廃止を目標とし、コロナ禍のもと中小企業支援と個人消費喚起として、緊急に消費税を5%に減税することを国に求めること。
2. 「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、品川区の中小企業施策の basic concept を定めること。同時に、全事業所調査を行い、得られた要望や生活実態などの情報を、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど幅広い施策に反映させること。また、振興条例の推進体制として、中小企業経営者、金融機関、自治体職員などで構成する「中小企業振興会議」をつくり、中小企業の声を生かすこと。
3. 公契約条例の制定へ、学識経験者や使用者、建設労働者などによる公契約検討委員会を設置し、進めること。条例は、業種ごとの労働報酬下限額を定め、その額の一覧を現場でのポスター掲示や窓口での閲覧可能にするなど労働者も知ることができるようにして、実効性ある中身にすること。
4. 建設業界の人材不足解消へ、世田谷区が実施している建設体験ツアーなど、建設組合と連携した中高生を対象にした建設企業の現場見学や職場体験などを品川区でも実施し、若者の採用を支援すること。建設産業の持続的な発展のため若者を採用した事業者に補助をすること。
5. 品川区の公共工事従事者に建設業退職金共済制度の周知徹底へ現場での説明会やポスター掲示などを行うこと。公共工事では受注者に共済証紙添付枚数の報告などを義務付け、区による確認作業を実施すること。
6. 「品川区住宅まつり」への助成金を更に増額すること。
7. ダンピング防止へ、工事請負契約における最低制限価格を設定する工事の対象金額を現行の「予定価格1000万円以上」から引き下げること。
8. 区内中小企業に仕事が回る仕組みを一層強めるために、小規模事業者登録制度を作ること。区が発注する物品購入や公共事業、事業委託などは、引き続き区内中小企業に対して行うこと。また、大規模なものは分割するなど工夫を徹底して中小企業支援を強めること。
9. 経営支援融資あつ旋制度の本人負担利率ゼロを継続すること。また、区が紹介したケースは信用保証協会で認められるよう働きかけること。
10. 中小企業への貸し渋りを防ぐために、一般保証制度とセーフティネット保証5号に導入された部分保証（責任共有制度）を、全額保証に戻し、経営状況に応じて格差のつけられた保証料率も元のように改めるよう国に働きかけること。
11. 工場・中小業者の家賃や動力・水光熱費などの固定費補助をすること。
12. 業者婦人の生活・健康・医療・労働などの実態調査をすること。

13. 自家労賃を必要経費と認めて、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価するため、所得税法第 56 条の廃止を国に求めること。
14. 大型店・大手資本の出店を規制するため、事前に商店街への売上影響調査を実施し、出店を希望する大型店と商店街や近隣住民との協議の場を義務付けること。大型店・大手資本の出店の情報を得たときにはすぐに商店街や近隣住民に情報提供し協議の後押しをすること。
15. チェーン店をはじめ新規商店に商店街加入の指導を徹底すること。
16. 生活に必要な生鮮三品を扱う商店が経営維持できるよう支援を強めること。また、生鮮三品を扱う商店のない商店街や地域へ、個店の出店支援策を実施すること。
17. 商店街支援策の策定にあたって、消費者の意見を反映させるアンケート調査を定期的に実施すること。
18. 商店街装飾灯電気代補助増額を恒久的な制度とすること。また、電気代と改修費用は全額補助に増額すること。LED やソーラー・ハイブリッド型への切り替え補助の制度を充実させること。電気料金値上げ時は、その分を商店街負担としない対策をとること。
19. 区内共通プレミアム商品券を継続し、発行額の増額、プレミアム率を引き上げること。
20. 区商連事務局の人材確保と機能強化のため、運営費助成を実施すること。
21. 商店街に自転車・バイク駐輪場、トイレ、お休み処の設置を働きかけ、必要な支援制度を実施すること。
22. 商店街のイベント事業に必要な資機材置場確保に向け家賃助成など支援を実施すること。
23. 東京都中小企業振興公社が行っている「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」、「商店街起業・承継支援事業」なども参考に、商店街振興や若者の創業支援として、空き店舗の紹介や内装・外装への工事費助成、一定期間の家賃助成など出店支援策を実施すること。
24. 八潮の商業施設については、キーテナントの存続、魅力ある店舗づくりに向けて、アンケートを取り消費者ニーズをつかむこと。また、営業時間の拡大、高齢者なども直接買い物に行けるよう送迎用電動機付自転車等による送迎体制の整備へ、様々な支援策を講じること。
25. 商店街でのマンション建設にあたっては、住民要望に沿って店舗の併設を義務付けること。
26. 中小企業の経営が継続できるように雇用調整助成金を全額助成とするよう国に求めること。
27. 「助け合い」の精神でつくられている「自主共済」を保障するため、保険業法

の対象外とし、法整備をはかるように国に働きかけること。

28. 地域経済の健全な発展と区民生活を守るため、大企業に対し、賃金引き上げ、雇用の拡大と正規雇用化、下請け単価の引き上げ、生産の海外移転を国内に切り替えるよう働きかけること。
29. 住宅改善工事助成事業は、耐震補助工事や同時に行う工事を含むなどとした対象を継続し、補助額及び補助割合の引き上げや前回利用から一定年数経過及び別の部位・工事内容の場合再度利用できるようにすること。子育て世代への割り増しなど助成内容の拡充、通年受付を実施すること。防音・遮断対策を兼ねる住宅のペアガラス化・二重サッシ化を対象とすること。また、各施設にパンフレットを置くなど周知の徹底と、業者が提出する申請書類の負担軽減につとめること。
30. 空き家対策での公共目的での活用時の改修や工事の依頼先には、地元施工業者を紹介する窓口・「品川区住宅センター協議会」を紹介・活用すること。
31. 個人商店などの店舗改修に補助をつくり、個店を支援するとともに地元業者の仕事確保につなげること。
32. 大田区が支援している「下町ボブスレー」も参考に、区内中小企業の高い技術力やネットワークの力を一体的に生かした、技術の継承やものづくりのPR、商品開発、販路拡大への支援を実施すること。
33. 商店街の各種イベント助成の案内チラシについて、引き続き、次回の商店街が主催する事業の告知はもちろん、区民まつりや学校、地域等の行事日程についても、一定程度の掲載を可能にすること。

区民の生命とくらし守る福祉の充実を

(公有地活用)

1. 区有施設の跡地、国有地、都有地の活用にあたっては、地元住民や利用者など住民参加を位置づけ、開かれた検討会を立ち上げ検討を進めること。
2. 旧第一日野小学校跡地利用にあたっては、(株)T O Cへの貸し付け終了後の暫定活用後に向け、住民参加で検討を行い、特養ホーム、認可保育園、障害者施設、防災広場など区民要望に充てること。
3. 旧国家公務員宿舎大井西・大井東宿舎の活用にあたっては、住民参加を位置づけ、事業説明会を定期的に開催し、障害者施設や防災公園の整備を住民の理解を得ながら進めること。
4. 林試の森公園隣の国・都有地の活用にあたっては、特養ホームや障害者施設の整備に向け、住民の理解を得ながら進めること。また、現在の施設整備計画の最大の根拠とした避難有効面積について、近隣建物の現状の構造データを元に再算出するよう都に求め、住民に公開する計画説明会を開くこと。
5. 旧荏原第四中学校の暫定活用後は、災害時の避難所（日常は集会所として地域に開放）とともに特養ホームや老人保健施設、障害者施設などを増設すること。
6. 東大井都営住宅跡地に特養ホームや障害者施設を増設すること。

(介護保険制度)

1. 2015 年度から改悪されてきた介護保険制度の改悪①特養ホーム入所対象者を要介護度 3 以上に限定②一定所得以上の利用料を 2 割、3 割に負担増③特養ホーム入所者への補足給付の要件に資産や配偶者の収入を加えたこと。さらに 2021 年にその資産要件を引き下げたこと④高額介護サービス費の上限引き上げを元に戻すよう国に求める。また、今後改悪が狙われている①利用料 2 割に負担増②要介護 1・2 の総合事業化③ベッドなど福祉用具貸与やケアプラン作成費の保険外しなどを行わないよう国に求める。
2. 総合事業によって要支援者に対する訪問介護と通所介護の無資格者によるサービスへの置換えを行わないこと。事業者に対する単価を引き上げること。
3. 低所得者に対する介護保険の利用料減免制度をつくること。
4. 特別養護老人ホームは、時期と増床数を明確にした増設計画をたてる。老人保健施設を増設すること。また、用地取得の補助制度をつくるよう都や国に求める。

5. 認知症グループホームを増設し、誰もが入れる利用料に減免制度を拡充すること。
6. 西五反田と東大井のケアホームは一般財源を投入し減免制度をつくり、国民年金の人も入れる利用料にすること。
7. 65 歳以上の保険料でまかなっている市町村特別給付のサービスは一般財源で行うこと。
8. 介護労働者の賃金引き上げや人材確保のために、保険料に跳ね返らない処遇改善交付金の復活と対象の拡大を国に求めること。区も独自策を設け、上乗せすること。
9. 他の自治体と比較しても低く出ている介護認定を、高齢者の実態に合わせた認定に改善すること。
10. 品川介護福祉専門学校の授業料は値上げ前の 2013 年度の水準に戻し、必要な運営費は区が助成すること。
11. 地域包括支援センターの職員配置は、国や品川区の条例で定める高齢者 3,000～6,000 人に対し一人の社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師等の 3 職種を配置すること。在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサブセンターと位置づけるのであれば 3 職種は必ず配置すること。

(高齢者福祉)

1. 年齢で高齢者を差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。
2. 後期高齢者医療保険制度の特例軽減措置を元に戻すよう国に求めること。
3. 医師会に委託している後期高齢者健診の説明料は、国保基本健診と同等の単価設定にすること。
4. 70～74 才の医療費窓口 2 割負担を、1 割に戻すよう国に求めること。また、2021 年度改悪された 75 歳以上の医療費窓口 2 割負担は元の 1 割に戻すこと。
5. 高齢者の医療費無料制度を国や都に求めること。緊急対策として、高齢者入院費用の負担軽減策を区独自で実施すること。
6. 加齢性難聴者への補聴器購入費助成制度をつくること。補聴器の早期着用の有効性や調整の必要性について、区としても啓発を行うこと。
7. 難聴の早期診断、早期対応のために基本健診に聴力検査を導入すること。
8. 入院時の紙おむつ代助成制度の所得制限をなくし、さらに増額すること。在宅の紙おむつ支給は、対象を要支援の使用者まで拡大し、枚数も増やすこと。
9. 在宅サービスセンターの配食サービスは利用料を引き下げ、希望者には毎日提供できる体制をとること。学校給食の配食サービスを復活させること。

10. 歩行困難な高齢者にシルバーカーの現物支給や購入費助成を行うこと。
11. 緊急通報システムは利用料を引き下げ、住民税非課税世帯は無料とすること。
　　ペンダントを防水型にすること。申請は区役所窓口でも受け付けること。
12. 孤独死を防止するため、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の実態調査を定期的に行い、命守る対策を区が責任を持って行うこと。
13. 障害者に準ずる税金控除が受けられる為の「認定証」の発行を、要介護1・2まで拡大すること。認定証発行の対象者には、ケアマネージャーや区の窓口、介護施設を通じた周知の徹底を図ること。
14. 日常生活用具等給付事業（自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器）の対象について、現状の65歳以上の認知症高齢者でひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯から、要介護高齢者及び認知症高齢者がいる世帯へ対象拡大を行うこと。また、制度の周知徹底をはかること。
15. 高齢者肺炎球菌ワクチンの再接種費用の助成対象者を、心臓、腎臓、呼吸器疾患および免疫機能障害を有する人と限定せず、希望者全員とすること。助成額を増額し、現在の自己負担4,000円の軽減を図ること。
16. インフルエンザのワクチン接種を無料化すること。
17. 八潮団地に浴室付きシルバーセンターをつくること。
18. 高齢者の移動支援・健康維持へ、電動アシスト三輪自転車の購入補助や貸し出し制度をつくり、高齢者クラブとも連携し講習会を行うこと。

（ 障害者福祉 ）

1. 障害者権利条約実現へ、障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」「骨格提言」にもとづいた「障害者総合福祉法」に改正するよう国に求める。利用者負担は原則無料にするとともに障害区分認定はやめ、障害者が安心して暮らせるよう個々の必要性に即したサービスを受けられるよう国に求める。
2. 障害者差別解消法の実効性を高めるための条例制定をすること。
3. 2016年度より自治体に義務づけられた障害者に対する合理的配慮について、職員に対する対応マニュアルの徹底、社会的障壁をなくすためのソフト・ハード両面の施策を検討し拡充すること。
4. 障害福祉課の相談窓口は、障害者福祉の制度に精通した対応が取れる体制とすること。
5. 障害者のケアプランをつくる事業所（指定特定相談支援事業所）をさらに増やすこと。増やすにあたっては、様々な社会福祉法人が参入できる公募で行うこと。特に、障害児のケアプラン作成を行える事業所の体制整備を早急に

を行うこと。また、支給基準の見直し等の情報をすべての相談員に徹底すること。

6. 障害者の就労支援は身体障害者だけでなく、知的障害者や精神障害者、発達障害者、視覚障害者、聴覚障害者などそれぞれに雇用の目標を定め、区役所に雇用の場をつくること。区内の社会福祉法人に対しても、法定雇用率を超える障害者雇用の確保を指導・支援すること。区内企業に対し、障害者の雇用促進を働きかけること。
7. 図書館に視覚障害者の雇用を復活させること。
8. 就労継続支援 B 型と生活介護の施設の増設を直ちに行い、特別支援学校卒業後の希望者を全員受け入れる定員を確保すること。定員を大きく超えて受け入れている状況を是正すること。きめ細かな対応ができる職員配置を行い、作業内容も充実させること。
9. 障害者雇用を促進するため、知的障害や身体障害、精神障害などを持つ障害者を、一定の期間各自治体等において非常勤職員として採用し、その後ハローワークなどを通じて一般の企業への就労に結びつける「チャレンジ雇用」を区として行うこと。
10. ショートステイを施設併設型や単独型など計画的に増設・増床を進めること。児童専用のショートステイを設置すること。医師や看護師など、職員体制を確保した医療的ケア児者のショートステイを設置すること。
11. 知的・精神障害者の地域での住まいの場であるグループホームを増設すること。居室は十分な広さを確保すること。また、暮らし方の選択肢を広げるためにも体験型グループホームを設置し、自立を支援すること。
12. 区内の精神障害者の滞在型グループホームをつくること。
13. 東京都及び品川区が実施しているグループホームへの家賃助成は、引き続き継続すること。負担軽減をさらに進めること。
14. 「親亡き後」施設の建設について、当事者参加を位置づけて検討を行い、障害者の親が高齢になっても地域で安心して暮らせる施設の建設など高齢化対策をすすめること。
15. 知的障害者のガイドヘルパー、視覚障害者の同行援護の利用時間数を本人の希望に合わせて拡大し、社会参加を保障すること。利用要件は就労や通学なども認めるよう国に働きかけること。それまでは区が独自に地域生活支援事業として行うこと。区としてもガイドヘルパー養成など人材確保の対策を行うこと。
16. 障害者の 65 歳介護保険優先の仕組みをやめるよう国に求めること。これまでのサービスが削減されないよう介護保険にないサービスは障害者福祉サービスとして利用できるようにすること。介護保険を申請しない場合は、引

き続き障害福祉サービスを継続すること。

17. 知的障害者が選挙権を行使できるよう、障害者向け演説会やわかり易いパンフレット作成など候補者の政策や主張、経歴などがわかるような工夫を行うこと。また、引き続き模擬投票など充実させること。
18. 障害者の医療費助成は、手帳保持者全員を対象とするよう国に求めること。国が制度化するまでは、区が独自に行うこと。心身障害者(児)医療費助成の対象を精神障害者保健福祉手帳 2 級まで拡大すること。
19. 日中一時預かり事業（にじの広場）は、放課後一時預かりや長期休暇中の預かりなど、保護者の希望通り利用できるように整備すること。平成 29 年度引き下げられた日中一時支援事業利用料はさらに引き下げ、障害児家庭と健常児家庭の放課後対策における負担額の格差解消を行うこと。障害者も利用できるよう対象の拡大をすること。
20. 未就学児の療育は、2 歳を目安にするのではなく、出産直後から開始できるよう体制を整えること。すべての保健センターに、知的障害児など専門の相談ができる保健師の配置をすること。
21. 区の障害児者水泳教室の利用対象は、日常生活が自立している人と限定することはやめ、対象を拡大すること。
22. インクルーシブひろばベル利用者への送迎の仕組みを作ること。
23. デイジー録音再生機（視覚障害者が音声によるデイジー図書、シネマデイジー、雑誌などを聴ける再生機）の給付対象を希望する人に広げること。
24. 視覚障害者がパソコン周辺機器の音声読み上げソフトなどが利用できるよう、日常生活用具の支給額の上限 75600 円を引き上げ、当事者の要望に沿って、支給対象品目を増やすこと。
25. スマートフォンやタブレット端末により気軽に情報を得られるよう、心身障害者福祉会館内にフリーWi-Fi を設置すること。
26. 品川区のホームページを、視覚障害者が情報を得ることができるよう、PDF ファイルはテキスト埋め込み型ファイルを同時に掲載すること。
27. 視覚障害者が使う白杖が破損した場合、5 年以内であっても直ちに修理や交換を行うこと。パソコンや時計なども年数に限らず交換できる仕組みとすること。
28. きゅりあんについて、トイレへの誘導ブロックの設置と、点字ブロックは凹凸が新しい基準をクリアしたものに取り替えること。
29. 視覚障害者が必要とする場所に、当事者参加で音響信号機とエスコートゾーンをセットで設置すること。特に①東急大井町駅からイトーヨーカドー並びにイトーヨーカドーから J R 陸橋までの横断歩道。② J R 大井町駅中央口から阪急食品館に渡る横断歩道。③阪急食品館から東京三菱 UFJ 銀行までの横

断歩道。④品川保健センター前第一京浜と山手通りの横断歩道。⑤品川警察署前のバス停の鮫洲寄りの横断歩道。⑥都立八潮高校とイオンの交差点。⑦中原街道と26号線との平塚橋交差点。⑧戸越公園駅前商店街と26号線の交差点。⑨武蔵小山駅周辺⑩中原街道と桐ヶ谷通りの交差点⑪第二京浜国道と百反通りの交差点⑫第二京浜国道と26号線の交差点など早急に設置すること。

30. 点字ブロックを①東急大井町線下神明駅から荏原第五地域センター②JR 大崎駅北口から品川区総合体育館③東品川ゆうゆうプラザ前のバス停からゆうゆうプラザ入り口④京急青物横丁駅から青物横丁駅前バス停まで⑤大崎第一地域センター入り口から目黒川の向かいまでに早急に敷設すること。
31. 全てのバス停、タクシー乗り場、交差点に点字ブロックを設置すること。また、全てのJR、地下鉄など鉄道の出入り口とバス停、タクシー乗り場をつなぐ点字ブロックを設置すること。
32. 心身障害者福祉会館の階段の始まり部分に、注意喚起用点字ブロックを当事者の意見を取り入れ敷設すること。
33. 全ての駅に、ホームドアの設置をするよう鉄道事業者に働きかけること。東急池上線は、ホーム柵ではなく可動式ホームドア設置をすること。特に心身障害者福祉会館や昭和大学病院がある旗の台駅は、ホームドアが付くまでは、駅員の付き添いを徹底すること。
34. 歩道を車イスがスムーズに通れるよう区内全域の調査を行い、歩道内に設置された電柱の移動やきつい傾斜の改善を行うこと。
35. 音響信号機は、ほとんどが午後8時～午前8時まで機能停止とされているため、この時間に横断歩道を渡る視覚障害者は命の危険にさらされている。視覚障害者が渡るときだけでも起動するよう改善すること。
36. シルバーセンターでのマッサージ師の報酬の増額と、同行援護をシルバーセンターまでの往復の利用を可能にすること。
37. 宿泊研修旅行に必要な同行援護は、別枠で付与すること。
38. 同行援護のガイドヘルパーを養成する際の研修は、視覚障害者の理解のために視覚障害者当事者を参加させること。
39. 通所施設への報酬を「日払い方式」から「月払い方式」に戻すよう国に働きかけこと。施設への運営費助成を増額すること。
40. 地域生活支援事業の移動支援は、通勤にも使えるようにすること。
41. 重度訪問介護等の障害福祉サービスは、必要な時間数の給付をすること。
42. 品川区立障害児者総合支援施設(ぐるっぽ)のショートステイ、日中一時支援、通所(生活介護)は、体制整備を行い、医療的ケアを必要とする重度重複障害児者(人工呼吸器使用者を含む)を受け入れられるようにすること。

43. 西大井 3 丁目の最高裁判所宿舎跡地に建設を予定している障害者グループホームは、医療的ケアが必要な人も利用できる施設にすること。
44. 品川区内の通所施設(生活介護)が、痰吸引・鼻腔経管栄養・胃ろうでの注入に対応できるようにすること。
45. 区内の主な公共施設には、必ず一箇所はユニバーサルシート(介護用ベッド)が設置されたトイレをつくること。
46. 飲食店など民間事業者がバリアフリーの改修を行うための費用の助成制度を創設すること。
47. 福祉タクシー利用券、自動車燃料費の支給額を増やすこと。また、福祉タクシー券は 100 円券の使用率が高いため、100 円券の枚数を増やすこと。
48. 紙おむつ支給の対象者を、障害手帳保持者で常時失禁がある人だけでなく、紙おむつを利用する障害者全員に拡大すること。
49. 緊急通報システムの対象を、現在の「障害者 1 人暮らし」または「障害者と高齢者のみの世帯」から障害者のいる世帯まで拡大すること。利用料は無料とすること。
50. リフト・寝台付タクシーの送迎および予約料を助成すること。
51. 心身障害者福祉会館で貸し出しているリフト付ワゴン車は低床車とし、カーナビを設置すること。
52. 心身障害者福祉会館に、利用者の駐車場を整備すること。
53. 心身障害者福祉会館のレーザーカラオケは新しい機器に買い換えること。
54. 障害者福祉手当は第 1 種手当、第 2 種手当の難病の手当額 15500 円は、共に増額すること。
55. 障害者福祉手当の愛の手帳 4 度、身体 3 級、精神障害者の手当額 8500 円を増額すること。さらに精神障害者の手当では 1 級のみでなく 2 級まで対象拡大すること。
56. 「だれでもトイレ」(多機能トイレ)の設置場所を増やし自動ドア化すること。既存の公園に計画的に設置していくこと。大型民間施設や商店街等での設置状況を調査し、当事者参加で設置や改善を指導・支援すること。
57. 中小企業センター2階の「だれでもトイレ」は、トイレ内で電動車椅子が回転できるよう改善すること。
58. 区内の通所施設利用者の健康診断費用と交通費の助成制度を元に戻すこと。
59. 精神障害者の地域生活支援のために、精神科医を含む専門チームによる支援制度 ACT 包括型地域生活支援事業を行うこと。
60. 精神障害者生活支援センター(たいむ)の人員体制を強化し、同施設を増設すること。
61. 精神障害者が働く能力を発揮できるよう、精神障害者のための独自のプログ

ラムによる職業訓練に取り組むこと。

62. 精神障害者の症状悪化に伴う緊急入院について、救急車の利用が断られ、やむなく警備会社に多額の料金を支払うか、パトカーで強制的に入院せざるを得ない現状を改善し、緊急入院ができるよう経済的負担の軽減や仕組みづくりをすすめること。
63. 精神障害者も身体・知的障害者と同様にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にするよう国に働きかけること。
64. 精神疾患の早期発見のため、学校教育の中に精神障害についての理解を深めるカリキュラムを設けること。
65. 精神、発達障害者の自立訓練(生活訓練)事業所を増設すること。
66. 区の精神障害者地域生活サポート24事業は、単身者だけでなく、すべての精神障害者を対象とすること。
67. 各福祉避難所の運営マニュアルを作成し、障害者が参加した防災訓練を実施すること。
68. 手話言語条例が制定されたことに伴い、手話を学ぶ機会の確保や学校における手話の普及、手話通訳者等の確保・養成など、当事者参加の会議体で計画をたて、条例の具体化を進めること。
69. 聴覚障害者のグループホーム及びデイサービスセンターを整備すること。
70. 聴覚障害者がコミュニケーションに不安を感じることなく、安心して入所・通所できる施設の体制整備を行うこと。
71. 講演会や学習会、各種事業などに、手話通訳や要約筆記者等の派遣にかかる費用の助成を行うこと。区が養成講座を行い手話通訳、要約筆記者等を養成し、大幅増員をすること。要約筆記者派遣の対象者を手帳保持者に限定せず、必要な人に拡大すること。
72. 区のコミュニケーション講座とは別に、中途聴覚障害者、難聴者が手話を習得するため継続した学習の場である手話講座を行うこと。
73. 区役所窓口や全ての区有施設に磁気ループを常設すること。施設に必要な数の受信機の配備を行うこと。貸し出し用可搬式磁気ループと受信機・専用ピンマイクを配備すること。区民が利用できるよう、磁気ループについて周知すること。
74. OHC（オーバーヘッドカメラ）とプロジェクターを購入し、要約筆記等のため貸し出すこと。
75. しながわケーブルテレビ放送における字幕付与を進めること。
76. 2025年デフリンピック日本招致にあたり、東京都が開催候補地となるよう都に働きかけること。
77. 区の職員が障害者の現場の実態を把握できるよう、区直営の施設をつくるこ

とや職員派遣などすること。

(生活保護・貧困対策)

1. 国に対し、①生活保護法改悪と基準引き下げをやめ、憲法の理念に沿った生活保護基準の引き上げを求める事と、②「生活保護法」は「生活保障法」に改めるよう求める事。憲法 25 条によって保障された制度であることを区民に啓発すること。
2. 生活保護の住宅扶助は引き上げること、2人世帯の住宅扶助の引き下げを元に戻すこと、人数が増えるごとの増額を国に求める事。
3. 老齢加算と母子加算を元に戻すよう国に働きかけること。
4. 生活保護申請書を窓口に置き、本人の申し出によりただちに申請を受け付けること。また、昼休み時間にも窓口を開くこと。資産調査のための一括同意書は止め、申請者の人権に十分配慮すること。
5. 医療券は医療証に改善すること。
6. 生活保護世帯の入浴券の枚数を増やすこと。法外援護の削減はやめ、元に戻すこと。
7. 生活保護のしおりを生活福祉課の窓口、地域センター、文化センター、保健所など区有施設の窓口に置き、さらにホームページにも掲載し、区民に制度の理解・周知を図ること。
8. 生活保護世帯や低所得者が社会福祉協議会から「生活資金貸付金」の借り入れ・分割払いでのエアコン設置ができ、生活保護では年金や賃金が収入認定されずに返済に充てられる制度になっているという案内チラシを作り、対象者に周知すること。また、年金受給者や就労者だけでなく、全ての生活保護世帯が冷房機器を設置できる仕組みに改善すること。
9. 2018 年 4 月からの新たな助成制度—生活保護を新規で受ける時と生活保護世帯で転居した時のエアコン設置が可能になったことの周知を図ること。
10. 生活保護世帯に対し、熱中症予防として冷房機が使用できるよう、電気代補助として夏季加算を設けるよう国に働きかけること。国が行うまでの間、区が法外援護として行うこと。
11. さくらハウスやエスエスエスなどの無料低額宿泊所や新風寮について、実態を把握し、プライバシーと人権が守れる施設へ改善を働きかけ、相談体制の充実、居宅保護への移行を丁寧に進めること。
12. 生活保護受給者を措置している介護付き老人住宅の実態把握と適切な対応を行うこと。
13. 住居喪失者の調査は公園だけでなく、駅前や 24 時間営業のファミリーレス

トランやネットカフェ等も含め実態調査を行い、適切な支援をすること。

14. 暮らし・しごと応援センターについて、区のホームページへの分かりやすい紹介を行うこと。
15. 暮らし・しごと応援センターの職員の増員と非正規職員の待遇改善を行うこと。
16. フードパントリーは、暮らし・しごと応援センターなど区役所内で常に受け取れるようにすること。
17. 生活保護申請時、アパートが見つかるまで宿泊する場所は、ビジネスホテルなども対象とし、対応すること。
18. 失業や病気などで急に収入減となった生活困窮者に対し、国保や後期高齢者医療保険、介護保険料、特別区税などは減免制度を運用すること。
19. 応急小口生活資金の貸付は、区も実施すること。
20. 年末年始、ゴールデンウィーク、シルバーウィークなど長期休暇は福祉事務所の窓口を開設し、相談体制を継続すること。
21. 各種相談窓口で、生活困窮の実態が把握された場合は、暮らし・しごと応援センターや生活保護の制度周知を徹底すること。
22. 子どもの貧困を自己責任にせず、貧困を断ち切るために子どもの貧困の実態調査を行うこと。生活保護受給者に高校卒業後の進学を認め、保護費で生活を保障するよう国に働きかけること。
23. 子どもだけでなく、若者、ひとり親家庭、高齢者など区民に広がる貧困の実態を把握するため区として調査し、貧困から脱却する対策を検討すること。
24. 生活保護のケースワーカーは、過重負担を軽減し、受給者へのきめ細かな対応ができるよう社会福祉法で定めた基準の担当人員とするための増員を行うこと。
25. ひとり親相談窓口での相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるようブースの設置場所・活用の検討をすること。

(区民の健康、国民健康保険)

1. 国民健康保険は、国庫負担を1兆円規模で増額し、協会けんぽ並みに引き下げるよう国に求める。都からの補助金増額を求める。区が削減した一般財源からの法定外繰り入れを元に戻し、国保料を引き下げる。
2. 2022年実施される未就学児の均等割り5割軽減について、18歳までの対象拡大と、5割軽減に留めず無料化を国に求める。国が実施しなければ区独自に18歳以下の子どもの均等割の無料化を実施すること。
3. 国保の短期証の窓口の留め置きをやめ、全ての人に保険証が行き渡るように

すること。資格証明書の発行はやめること。子どもや医療が必要な人に対して保険証を無条件で交付すること。

4. 国保料滞納者に対して徴収法で定める「差し押さえ禁止額」以下の預貯金の差し押さえを行わないこと。連絡がつかず、滞納者の実態を把握しないまま一方的な差し押さえはしないこと。
5. 2020 年度から新たに徴収している国保料滞納者に対する延滞金の徴収をやめること。また、新たに徴収を検討している後期高齢者医療保険料滞納者への延滞金徴収をやめること。
6. 国保料の収納率向上に関する取組成績別交付金制度をやめるよう都に求めること。
7. 滞納整理の窓口対応は、相談者的人権を侵害するような強引な取り立ては行わないこと。相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるようブースの設置など対策をとり、住民の苦難を解決する生活再建策を示す相談に転換すること。
8. 国保基本健診は、区の補助金を投入し、保険料算定としないこと。他区との相互乗り入れを実施すること。基本健診に胸部レントゲン検査、聴力検査、眼科健診（白内障、緑内障、加齢黄斑変性などの検査）、骨密度測定、腹部エコーを入れること。受診率向上のための啓発を強化すること。
9. 生活保護受給者の品川区健診委託料の請求書を紙ではなく、基本健診と同様電子媒体に変更し、電子化経費を支給すること。
10. 早期発見のため、品川区の各種がん検診は無料とすること。
11. 胃がん検診は一般の医療機関でも受けられるようにし、バリウム検査と胃カメラ検査を選択できるようにすること。
12. 肺がん検診のヘリカル CT の自己負担軽減へ助成額を増額すること。
13. 乳がん検診は、希望者が毎年受診できるようにすること。
14. 20 歳からの健康診査の対象を 15 歳以上に拡大すること。健診内容に胸部レントゲンを入れること。
15. 成人歯科健診の対象を 15 歳からとし、年齢制限なく毎年実施とすること。健診内容に歯科レントゲンを入れること。
16. 70 歳以上の高齢者にフレイルや認知機能、感覚機能などの機能低下を早期に捉え対応できるように、身体・精神・口腔のフレイルチェック、耳鼻科検診、眼科検診など組み合わせた「高齢者セット検診」を実施すること。
17. 3 歳児健康診査における視力検査に「手持ち自動判定機能付きフォトスクリーナー」を導入すること。
18. 受動喫煙の被害から区民を守るため、屋内全面禁煙に向けた取り組みへ受動喫煙防止条例を制定すること。喫煙者への禁煙支援・治療への支援を行うこと

と。学校での喫煙防止教育を強化すること。

19. 大崎駅西口のバスターミナル脇の区指定喫煙所は撤去すること。
20. 過度のダイエットから女性の健康を守るための啓発に努めること。
21. こころの健康づくりの各種事業について、必要な人が受けられるよう周知徹底を図ること。
22. 保健・福祉の各種事業を充実させる為、他区と比べても配置が少ない保健師を増員すること。
23. 東京都に、喘息患者の医療費助成制度を復活し恒久的な制度とするよう求めること。
24. 難病患者の医療費自己負担の値上げを元に戻すよう国に求めること。
25. インフルエンザの予防接種費用を希望する人に全額助成し、国に無料化を求めること。
26. 帯状疱疹ワクチンや就学前の三種混合ワクチンの助成制度をつくること。
27. 旅館業条例は、宿泊者や近隣住民の安全・安心を守るため、常駐者を義務付けた条例に改正すること。また、宿泊施設とわかる表示と緊急時の問い合わせ先の表示を義務付けること。
28. 南品川、東大井地域など公衆浴場がない地域に対して、区立公衆浴場の設置をすること。また、関ヶ原シルバーセンターの浴室設置や、現存する公衆浴場まで、コミュニティバスなどの移動支援を行うこと。
29. 公衆浴場の建物・経営実態調査を行い、営業継続への支援を強化すること。建て替えや改修費用、公衆浴場商業協同組合が行う「友湯セントースタンプラリー事業」への助成を増額すること。
30. 区民の健康増進や公衆浴場支援として希望する高齢者に入浴券を配布すること。
31. 病院や診療所、公衆浴場の耐震診断を無料で実施し、耐震改修助成制度、棚やロッカーなどの転倒防止助成制度を創設すること。
32. 病院・診療所・介護施設・障害者施設・医師会館の防災備蓄・装備・備品の補助をすること。
33. 大規模災害発生時、区民が怪我や病気など救急医療が必要となった場合、救急医療救護所に行けるよう、指定機関を区民に周知すること。また、発災直後3日間は地域の診療所は閉鎖し、医師は緊急医療救護所で医療救護活動に従事するという体制やその仕組みについて、区民に周知すること。医療救護活動に従事する医師に対して区が統一した医師の装備（従事服など）を必要数支給すること。
34. 医療機関や保育、教育施設など公共性の高い民間施設に対して、AEDの新規購入と維持管理への助成制度をつくること。

35. 医師会における、がん検診の受診率向上・データ管理の負担軽減につながる設備のデジタル化など設備充実のための助成をすること。
36. 医師会の休日診療継続のため、医師だけでなく看護師や事務員の委託料・補助金の増額をすること。シルバー ウィークもゴールデン ウィークと同じ委託料とすること。
37. 健康センターのトレーニングジムの高齢者や障害者の利用料の減免制度を作ること。
38. 犬・猫のペット殺処分ゼロへ、ペットショップやブリーダーから購入する以外に、動物愛護相談センターやボランティア団体などが保護している動物を譲渡するという選択肢があることの周知・啓発を行うこと。区内で保護や譲渡の活動をしている団体やNPOなどの状況を把握・連携し、支援すること。

※ 高齢者・障害者の防災対策は、P. 31～（防災対策）に記載しています。

（子育て支援）

1. 子どもすこやか医療費助成制度の18才までの助成は入院費だけでなく外来まで拡大すること。
2. 安心して出産できる産科医療体制の充実を国に求めること。
3. 子どもの出生を祝い、出産費用の負担軽減を行うため、出産祝い金制度を創設すること。また出産費用を原則無料にするために医療保険から支給される出産育児一時金の増額を国に働きかけること。
4. 不妊治療について保険適用を国に求めること。また、自己負担軽減策を充実すること。
5. 児童手当の額を増額し、毎月支給とし、所得制限の撤廃をすること。対象年齢を18歳に拡大すること。以上4点を国に求めること。
6. 国と都に対して公立保育園の用地取得費、施設整備費、保育園運営費などの支援を求めるこ。
7. 公立保育園の慢性的な保育士不足を解消すること。とりわけ、産休、育休、病欠代替は年間補充要員で確保し、補充がされないような事態は早急に改善すること。
8. 国と都に対し、保育士の配置基準や施設基準の規制緩和を止め、安心して預けられる保育園にするため保育士配置などを拡充するよう求めること。また1歳児は保育士の配置基準を4:1にするよう求めること。
9. 区立園の電子連絡帳の運用にあたっては、業務の負担増にならないよう、現場保育士の意見を聴取し改善すること。

10. 実施された子ども・子育て支援新制度は、以下の点を取り入れること。
11. 子どもの権利保障を基本に、格差のない保育・教育を行うこと
12. 児童福祉法第24条1項市町村の保育実施責任を最大限にとること
13. 現行の保育水準を後退させず、維持・拡充を図ること。
14. 待機児解消は区立認可保育園増設を柱とすること。緊急対策を講じ来年4月に待機児ゼロを実現するため、区の責任において、希望するすべての子どもが認可保育園に入園できるよう増設すること。
15. 待機児解消のため、引き続き地域・年齢別の保育需要をつかみ対応すること。
16. 品川区の待機児童数の考え方について、「求職活動を休止している者」「認可外保育園利用者で保育料助成を受けている者」「定期保育事業の利用者」「『特定の保育園等のみ希望している者』のうち1園のみを希望している以外の方」「不承諾のためやむを得ず育児休業を延長した方」など、いわゆる「隠れ待機児童数」を待機児童数から除外しないこと。入園申込み状況の発表は、不承諾数と「待機児童数」だけでなく、不承諾数の内訳も報告・公表すること。
17. 認可保育園の詰め込み保育をさらに進める面積基準の緩和を行わないこと。定員数を守るためにオーバーしている園は是正すること。
18. 認可保育園への園庭設置の義務付けと財政支援を行うこと。
19. 保育園給食の民間委託は直営に戻すこと。また、栄養士をゼロ歳児園に配置してアレルギー対応をはじめ様々な相談を受けられるようにすること。
20. 西品川・中延保育園で行われている、5歳児を切り離す小学校での保育は止めること。
21. 区立認可保育園の民営化方針は撤回すること。区立認可園を廃園し転用する検討は行わないこと。
22. 0～2才児の保育料は2016年4月からの認可保育園と区立幼稚園の保育料値上げは元に戻し、無償化を目指すこと。また、戸籍上の第2子以降の保育料はただちに無料とすること。
23. 私立認可保育園や認証保育園の新設にあたって、国と都に用地費補助の創設を求めるとともに、区も支援すること。
24. 認可園化を希望する認証保育園に対する用地・建設費補助など支援制度を設けること。
25. 4月当初などに定員が埋まらず運営が苦しくなる社会福祉法人やNPO法人立の認証保育園について、子どもの数に応じて運営費補助を出す仕組みをあらため、認可園同様に安定的な運営ができるような仕組みにするよう、東京都に求めること。

26. 私立認可保育園の保育水準を維持できるよう運営費助成制度を充実すること。保育士の基本給を引き上げるため国に公定価格の見直しを、都に支援を求め、区としても独自に助成を行うこと。見直しについては保育士以外の職員の処遇改善も含め関係者の合意のもとに進めること。
27. 認可保育園の増設に伴い園医の過重負担について改善を検討すること。また、入園健診や定期検診、登園許可証などの提出書類のフォーマットを公立・私立ともに統一すること。
28. 認証保育園、認可外施設の保育料助成額は、すべての年齢にわたって認可保育園との差額分とすること。また保育料助成条件「月 160 時間以上」の要件を緩和し、助成金は毎月支給とすること。
29. 区立 0 歳児保育園の正規看護師の欠員は派遣でなく正規職員で補充すること。1 歳児園への全園配置も急ぐこと。
30. 男性保育士に対応した、更衣室、トイレを確保する等区立保育園職場の環境整備を行うこと。
31. 八潮団地にオアシスルームをつくること。
32. 学童保育クラブを復活すること。
33. すまいるスクールの利用料は無料に戻すこと。
34. すまいるスクールの利用人数に見合った施設の広さを確保すること。
35. 児童センター、すまいるスクールの運営委託は止め、区が直接雇用で福祉職（児童指導員）を採用すること。指定管理者制度の導入は行わないこと。
36. すまいるスクールに正規専任指導員を複数配置し、全児童におやつを提供すること。
37. 親の就労ですまいるスクールを 4 年生以降も利用する障害児は 19 時まで利用できるようにすること。
38. 保育園、すまいるスクールの障害児等に正規職員の加配を行うこと。また保護者が加配の要望を出した時はきちんと対応すること。
39. 保育園、児童センター、子育て支援センターなどの備品費や教材費を増額し、就学前の子どもと親の居場所づくりを充実させること。また、子育ての孤立を防ぎ、相談機能を高めるために専任相談職員を区立保育園、児童センターの全てに配置すること。
40. 児童センターは館長の役割を發揮するために館長館（13 館）には各 1 名を増員し、委託館を含め児童センターの運営を充実させること。
41. 子どもが野球やサッカーなどボール遊びのできる公園を整備すること。
42. 専任指導員を配置した、子どもが主体的に遊び、遊びを通して創造性や社会性を身に付けられるようなプレイパークを各地につくること。

43. 地域の遊び場が不足している実態をつかみ、乳幼児を安心して楽しく遊ばせ
ることができる公園を増設し、周知すること。
44. 障害児の早期療育と保護者の精神面でのサポートのためオアシスルームな
どでの相談時に子ども発達相談室の周知などスムーズに対応できるよう保
育課と障害者福祉課が十分に連携すること。
45. 子ども若者支援フリースペースについて、引きこもりなどで悩みを感じてい
る本人や家族への丁寧な周知を徹底すること。
46. 児童相談所開設準備に向けて医師、弁護士、保健師、看護師、児童福祉司、
児童心理司、保育士、児童指導員、栄養士、調理員等専門職の採用を積極的
に行い、体制を十分に整えること。
47. 児童相談所開設にあたり受付業務、虐待通告を受けたとの安全確認、家族
再統合事業などの民間委託は止めること。
48. 児童相談所の一時保護所は個室を基本とし、兄弟など複数にも対応できる部
屋を確保すること。学習する権利を保障するため教員を配置すること。

東京一極集中の再開発や道路、羽田新ルートではなく 防災・環境を大事にした住民参加のまちづくりを

(羽田空港新飛行ルート)

1. 騒音・落下物・大気汚染・資産価値の下落など被害を与え、墜落事故の際は甚大な被害を発生させることになる品川上空を低空飛行する羽田新ルートに反対を表明し、国に海上ルートへの変更を求める。
2. 羽田新ルートについて、着陸高度図を作成し、飛行経路直下の住宅戸数や、学校や子どもの施設、介護・医療・障害者等の施設、主要駅の数と名称、それぞれの騒音値を明らかにすること。また固定化回避検討会で検討しているルートを地図に落とすこと。
3. 羽田新ルートによるPM2.5 数値、2018年10月に更新されたWHO騒音ガイドラインも踏まえた健康被害、落下物や墜落事故の可能性、資産価値への影響など、区民生活への影響を調査・検証、公表することを国に求め、しかるべき研究機関に調査を依頼するなど区としても実施すること。
4. 国交省が発表する主要7空港の航空機の部品欠落数は羽田空港含め各空港の数を公表するよう国に求めること。
5. 区民の計画への賛否を問うアンケートや住民投票を実施すること。
6. 品川区と国交省など、自治体が国などへの要請や交渉を行う際には、要請内容や議事録など内容がわかるものを公文書として作成し、保存、公開すること。
7. 新ルート撤回に向け、必要な調査や他自治体との連携、騒音や大気汚染など各種データの採取、住民の苦情や相談を受け付ける窓口を含んだ専門部署を設置すること。
8. 品川区の世論調査の項目に、羽田新飛行ルートについてどのような被害があるか尋ねる項目と、羽田新飛行ルートを継続すべきか否かを尋ねる項目を追加すること。

(超高層再開発・道路・まちづくり)

1. 品川区まちづくりマスタープランは白紙に戻し、住民参加を位置づけ作り直すこと。2022年度の改定はワークショップの実施など住民参加を徹底すること。長期基本計画で超高層再開発の更なる推進は止めること。
2. 住民を追い出しまちと環境を壊す上、防災上や将来の建替えにも重大な課題がある超高層再開発は見直し、巨額な税金投入はやめること。補助金や公共

施設管理者負担金を投入した再開発のマンション事業でもたらされた営業利益額や参加組合員への保留床売却価格は、公開すること。

3. これ以上の高層化にストップをかけるため、住民合意のもと絶対高さ制限を導入し、住み良いまちづくりを推進すること。
4. 品川駅南地域、戸越公園駅・大井町駅・武蔵小山駅・大崎駅・五反田駅周辺のまちづくりなど、まちづくりにあたっては、地権者・事業者だけでなく計画立案段階から居住者および近隣住民や店舗に資金計画含む事業推進計画を公開し、充分な説明と合意を前提とすること。再開発においては、計画案作成段階で住民意見を反映させるため、都市計画法 16 条 1 項で定められている公聴会を必ず開催すること。
5. 市街地再開発事業の都市計画手続きにおける都市計画法 17 条の住民説明会は、建物の高さの 2 倍の範囲にポスティングにより周知すること。都市計画案の縦覧の際には、資料もホームページに掲載し、閲覧できることを周知すること。
6. 超高層ビルの日影の影響については、現状の単独日影だけでなく、既存の周辺建物の影響も加味した「複合日影」についても住民に説明するよう事業者に指導すること。
7. 北品川駅高架化に伴う駅前広場、旧東海道を横断するアクセス道路計画は白紙にすること。
8. 目黒駅前地区再開発内の都保有の約 1 万 7000 m² の権利床は、企業へのテナント貸しではなく、若者就労、子育て支援、高齢者・障害者の施設や集会室など、住民のために活用できるよう都に働きかけること。
9. 「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」「同街並み誘導指針」「景観計画における重点地区指定」は住民参加で見直すこと。武蔵小山駅周辺開発計画は白紙撤回し、住民合意のまちづくりに転換すること。
10. 近隣住民から声があがっている大崎駅西口 F 南地区開発の 149 ヶ所 39 階建てビル計画は、日照や風害などの被害が出ない規模に縮小すること。
11. 大崎西口駅前地区について、地権者が地区内で権利変換を受ける権利すら認めず住み続けることができない案は白紙にするよう事業者に求めること。再開発ありきの姿勢は改め、個々のマンションの建て替え支援こそ行うこと。
12. 大井町 C 地区の再開発は中止すること。
13. 戸越公園駅周辺の超高層再開発は中止すること。
14. 武蔵小山駅前の小山三丁目第 1 地区、第 2 地区の都市計画手続きを中止すること。
15. 広町地区について、JR 東日本の開発利益を最大化し、大井町駅周辺再開発を誘導する都市計画は、住民参加と情報公開を位置づけ見直すこと。

16. 新庁舎建設について、地下にりんかい線が通り、敷地の半分しか建物が建たず、そのため通常業務と合わせ災害時に問題がある超高層とする新庁舎計画は白紙に戻すこと。
17. 新庁舎を含む検討報告書は99%黒塗り・非公開はやめ、公開すること。
18. 現庁舎跡のにぎわい施設は中止し、新庁舎は情報公開と住民参加を位置づけて、現在の庁舎敷地と駅前区有地との土地交換で新たに確保した現庁舎に隣接する区有地とを一体的に活用し、低層の新庁舎建設設計画を時間かけて、丁寧に行うこと。
19. 再開発ビルおよび超高層ビルには風速計の設置とデータの住民への公表を義務付けること。区が風害の研究を行い、風害対策を実施すること。
20. 中高層建築物の建設にあたっては、個人住宅を除き、「予防と調整に関する条例」第5条に基づく「周辺の生活環境に及ぼす影響」(世帯数、人口、年齢層、家屋の種類などを基にした具体的対策や風環境影響調査)を区と近隣住民に調査書として提出するよう義務付けること。また、建築物解体工事は現行の対象が狭すぎる住民説明基準を見直し、周辺への影響と対策について説明と対策を徹底すること。
21. ワンルームマンションへ義務付けているファミリータイプの併設は戸数や広さを拡大すること。駐輪場の付置義務台数を増やすこと。投資型ワンルームは規制をすること。
22. 良好的な住環境を守るため、カプセルホテルなど旅館業法に基づく建物を建てる場合における住民説明会の開催を義務化する条例を作成すること。
23. 区の民泊条例は、①住居専用地域、住居地域、準工業地域、工業地域、学校・児童福祉施設など、住民の申し出のあった地域を営業日数ゼロ地域にする。②家主または管理業者を常駐させる。③近隣住民への説明会、協定書の締結を義務付ける。④集合住宅規制として、届け出時に営業を認めるマンション規約や決議文等の提出を義務付ける。⑤区の検査、調査を強化する。以上5点を盛り込み改正すること。
24. 導入に向け検討中のコミュニティバスは、高齢者などの移動支援、買い物支援、外出支援など区民の移動の権利の保障を目的にすること。区民ニーズの把握は引き続きアンケート等で幅広く調査をした上、区民から寄せられている、①「中原街道を通るルート」、②「昭和大学病院、NTT東日本関東病院」「さくら会や各特養ホーム」「臨海斎場、なぎさ会館、桐ヶ谷斎場」「品川区役所、荏原・五反田など各文化センター、スクエア荏原」に行けるルート、③「五反田駅と大井町駅をつなぐルート」、④「近隣商店街に行けるルート」、⑤「交通不便地域である上大崎・南大井地域を通り各区内施設につながるルート」などを検討すること。料金は、障害者、18歳未満は無料とし、それ以

外は100円程度の低廉なものにすること。昇降の楽な低床バスを導入すること。

25. コミュニティバスの試行ルート候補とされていた大崎ルート、荏原ルートについても速やかに試行運行を行うこと。
26. 自転車およびバイク駐車場の増設は、住民への事前説明と合意に基づき進め、鉄道事業者に財政負担を求めること。鉄道事業者が駐輪場を設置する場合は利用料金等、運営にかかる協定を結ぶこと。
27. 大型店、スーパーなどに、自転車およびバイク駐車場の大幅増設を求めるこ
- と。
28. 区民集会所など公共施設に、自転車およびバイク駐車場の設置・増設を行うこと。
29. 住民が納得していない大森駅前住宅前の歩道上の駐輪場は残りの箇所も全て撤去すること。大森駅地下駐輪場の利用料は、他施設と同額に引き下げ、当日利用も可能とすること。
30. 区立自転車駐車場の利用料について、短時間利用は無料とし、学割制度を設けるなど負担軽減策を図ること。
31. 西大井駅前の自転車駐車場の台数を増やすため、現在2階建の区営駐輪場を建て替えて、利用可能な台数を増やすこと。
32. JR大崎短絡線計画は、関係機関に白紙撤回するよう働きかけること。
33. 首都高速中央環状品川線は、PM2.5などの微小粒子状物質の測定・検証と津波・高潮対策を都にはたらきかけること。
34. 防災の役に立たず、住民を追い出し、まちや商店街を壊す補助29・28号線、放射2号線道路は即中止し、事業廃止を都にはたらきかけること。廃止までの間、道路用地のため取得した事業用地は、住民要望を踏まえ柔軟に活用すること。
35. 解体した大崎図書館跡地は補助29号線道路の代替地ではなく、住民の意見を聴き活用方法を検討すること。
36. 放射2号線道路計画を進めるため、荏原一丁目町会会館の代替地として荏原児童遊園の一部を都に払い下げた経緯を近隣住民に直接説明すること。
37. 東京都の「第四次事業化計画」は具体化せず、道路行政は抜本的に見直すこと。「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」においては未着手道路だけでなく認可や事業化された道路も含め見直すよう、都に求めること。
38. 西品川二・三丁目地区整備計画内の幅員6メートルの防災生活道路の整備にあたっては、拙速に地区計画に定めることは止めること。地権者の声を十分に聞き、理解を得て進めることとし、必要な生活再建策の検討を行うこと。

39. 西品川一丁目の木密連担地域改善事業は、行政や民間事業者が主導し進めるのではなく、住民同士がアイデアや意見を出し合い住民合意で進め、まちの良いところを活かしたまちづくりにすること。
40. 景観行政団体として区内の歴史や文化を伝える町並みを守る努力を行い、旧東海道の道幅や横丁を残すこと。住民参加で旧東海道・品川宿地区の高層建築物を規制すること。
41. 池田山など第一種低層住宅専用地域に指定されている閑静な住宅地の環境と景観を守るために、幹線道路沿道の建物の高さを制限するなど、住民合意でまちづくりのルールを定めること。
42. 大崎四丁目・西五反田八丁目方面からT O Cに渡る2つの歩道橋のバリアフリーについて高齢者やベビーカーが円滑に渡れるようエレベーターを設置すること。
43. 区内の歴史的・文化的に価値のある魅力的な建築物の保存へ、耐震化や維持・補修などにかかる経費の補助制度を創設すること。
44. 私道整備事業は道路幅員の制限を無くし、住民負担を無料とすること。申請後、速やかに工事が実施できるようにすること。
45. 区内の高速道路や地下鉄、沈埋トンネル、隧道など崩落等の事故が起きないよう関係各所と連携し、定期点検、補修の体制を強化すること。
46. リニア新幹線と同様の大深度地下でのトンネル工事による東京外環道の陥没事故の教訓に学び、調査掘進を含む工事の中止、町域毎の住民説明会開催をJ R 東海と国に求めること。

(リサイクル・地球温暖化対策・環境)

1. 気候危機の打開へ、石炭火力と原発は廃止し、省エネと再生可能エネルギーの強化により 2030 年度までに CO₂ 排出量を 50~60% 削減するための取り組みを国に求めること。区としても気候危機打開に見合う削減目標に引き上げ、具体的な削減計画を策定し、年度ごとの達成状況を公表・検証して達成すること。
2. 品川区は地球温暖化対策の推進・啓発のため、グリーン購入ネットワーク等が呼びかけている再エネ 100 宣言への参加や気候非常事態宣言を行うこと。
3. それぞれの再開発ビルによる CO₂ 排出量を算出し、公表すること。CO₂ 削減計画を策定し、CO₂ 排出を増やす超高層ビルの建設は見直すこと。
4. 太陽光発電システム等設置助成制度は、事業を開始した平成 23 年度の助成額に戻し、国と都にも元に戻すよう働きかけること。マンションは規模に合わせて増額し、申請受付は通年とすること。また、設置に必要な建物補強工

事の助成をつくること。蓄電池の設置への助成制度をつくること。

5. 一定規模のビル建設に対し、植樹や壁面緑化、屋上・駐車場緑化など緑化への指導強化、太陽光パネル設置・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギー導入を義務づけること。
6. 公共施設において、壁面や屋上緑化を積極的に進めること。太陽光パネル・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギーを導入し、全ての区有施設でそれぞれまかなえる発電量を目標に設置を進めること。
7. 小水力、バイオマス燃料など、都會に適した自然エネルギー開発の研究を進めること。
8. 早期に自転車活用推進計画、それに基づき自転車走行空間の整備方針を定める自転車ネットワーク計画を策定し、自転車走行空間の整備は、積極的に進めること。
9. 都の自転車推奨ルート整備計画にある、区内の路線については、車道への自転車レーン（ブルーレーン）等を整備すること。駅周辺の道路についてはナビマークでなくブルーレーンの整備につとめること。
10. 大気汚染及び地球温暖化対策として、環境基本計画に樹木を大幅に増やす計画を入れること。公共施設や公道への植樹を強めること。落葉樹が主体の既設道路は大気浄化のため常緑樹へ転換し、また、新たな沿道植栽を行う場合は、原則常緑広葉樹で行うこと。国道・都道の街路樹についても同様に国・都に要請すること。
11. 緑化推進のため、街なみ緑化助成事業（生垣助成、防災緑化助成、屋上緑化助成）を拡充し周知を強めること。屋上緑化については、導入時だけでなくその後の土の入れ替え等メンテナンスへの支援も検討すること。
12. 幹線道路からの自動車排ガス、品川・大井ふ頭の船舶やトラックからのディーゼル排出ガス、および羽田空港の航空機からの排出ガスから発生するPM2.5やナノ粒子対策として、国・都・企業と協力し、交通量規制、発生源規制、緑化推進など対策を実施すること。
13. 区設置の平塚橋交差点測定局と大井中央陸橋下交差点測定局においても、PM2.5を常時測定しリアルタイムで公表すること。
14. 八潮測定局のNO₂等の測定値は、東京都の大気環境測定結果ページでも同時に見られるようにすること。
15. ダイオキシンの測定局を八潮地域に設置するよう都に働きかけること。
16. 住民要望を受け進められている湾岸八潮環境監視局の移動を、着実かつ早期に進めるよう首都高㈱にはたらきかけること。
17. 戸建て住宅、マンション、会社、学校など公共施設で、ゴーヤやアサガオなどみどりのカーテンづくりの普及を強めること。

18. 雨水利用タンクの設置助成制度の周知の強化、助成額を増額し普及を強めること。マンションや商店街は助成額を上乗せすること。公共施設への設置をさらに進めること。
19. 在宅高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、低所得者、とりわけ独居の方に対し、安否確認や緊急避難施設（熱中症防止シェルター開設）、エアコン設置助成制度と夏季の電気料金助成制度をつくるなど区の責任において必要な熱中症予防策を強化すること。
20. ごみの発生抑制、再使用、再資源化を進めるため、製造者責任を明確にした法整備をするよう国に働きかけること。
21. ごみゼロ宣言を行い、ごみの減量の取り組みを強化すること。
22. サーマルリサイクルは中止すること。すべてのプラスチックごみを回収し、燃やさずにリサイクルすること。
23. 一般家庭の生ごみリサイクルを区として実施すること。食用廃油リサイクルを区民参加で拡充・強化すること。
24. 工場や大型店舗、再開発ビルなどからの低周波被害について実態調査と対策を該当施設に求めること。
25. アスベスト分析調査助成及び除去等助成制度を周知すること。成形板などのアスベスト含有建材も助成対象とすること。それぞれ1件、2件にとどまる助成件数を増やし、今後ピークを迎えるアスベスト使用建物の解体の対策に備えること。

（ 住宅 ）

1. 区営住宅や高齢者住宅（シルバービア方式）、障害者住宅など公営住宅を増設すること。建替え時には可能な限り戸数を増やすこと。都および国に対して、用地取得に対する財政援助を求める。既存の公営住宅にエレベーターを設置すること。
2. 区営住宅浴室の浴槽・給湯器は、居住者の希望に沿って区の負担で設置すること。
3. 区営住宅の浴室に外部への緊急事態を通報できる非常ベルを設置すること。
4. 都営住宅条例が改正されたことに合わせ、区営住宅の入居の際の連帯保証人も不要にすること。
5. 区営住宅の入居対象者に、同性カップルを認めること。
6. 区営住宅など公的住宅の指定管理者制度はやめ、直営に戻すこと。
7. 都営住宅の増設を都に働きかけること。品川駅南地域の北品川・東品川都営住宅は存続し、再開発の種地に充てるのはやめること。小規模で移管対象に

なる都営住宅の移管を積極的に進めること。

8. 都営住宅の三親等承継、単身者の 50 歳入居制度の復活、引き下げられた入居所得要件を元に戻すよう都に求めること。また、区営住宅でも同様の制度に切り替えること。
9. 若者単身者や子育て世帯、低所得高齢者など住宅困窮者への家賃助成を実施すること。
10. 八潮団地の再生に向け、UR 住宅や住宅供給公社などの空き室の借り上げ提供、子育て世帯への家賃補助の実施、冒険広場やスケボー場など子ども視点の公園整備、高齢者への買い物送迎支援、エレベーター設置促進など進めること。また、熱供給システムの利用実態と費用負担について調査をおこない、東京熱供給株式会社に料金引き下げを求めるここと。
11. 八潮にある 350 戸の旧雇用促進住宅は住民の住まいを守るため、①既存の居住者について 10 年の期限をつけて今までの家賃額を継続すること、②既存居住者が住み続けられるよう連帯保証人の条件緩和や廃止などを行うこと、③エレベーター、外壁塗装、適切な場所への粗大ごみ置き場の設置など建物管理をしっかりと行うこと、④新規入居者の家賃はセーフティネット住宅としてふさわしい額に引き下げること、を所有者の東日本民間賃貸サービス合同会社と管理者のビレッジハウス・マネジメント（株）に求めること。

（防災対策）

1. 品川区地域防災計画は、災害対策基本法に定められている自治体の責務（区民の生命、身体および財産を守る）を位置づけ、震災を未然に防ぐための予防対策を第一とした計画へ見直すこと。
2. 住宅の耐震化は、所有者の自己責任（自助）という基本姿勢を改めること。
3. 品川を襲う地震、豪雨、高潮など大規模災害発生時には、区内の被害状況（戸建住宅やマンション、道路の損壊・ひび割れや浸水、医療や介護施設の対応、家具の転倒、帰宅困難者や高齢者、障害者の実態、保育園や学校などの児童生徒の帰宅など）を調査し、地域防災計画に反映させること。
4. 大震災の被害を防ぐ対策について、区民の防災意識向上と対策の実効性を高めるため、まずは地域防災計画の被害想定は、避難者数や帰宅困難者数はもとより、車両・マンション・雑居ビル・コンビナートなどの火災、鉄道車両の転倒など、実際に起こりうる被害の想定を徹底すること。
5. 震災に強いまちづくりは、戸越 1・2 丁目地区のような住民が望む町並みを生かした「まちづくり誘導手法」による木造密集地域の改善を、住民参加と合意を元に、区が責任を持って進めること。

6. ブロック塀撤去の助成制度の周知・普及へ、スクールゾーン、通学路沿線の全戸訪問を実施し進めること。また、対象は道路沿いに限らず敷地境界の塀も対象に加えること。
7. 品川区の住宅耐震化 95%目標実現に必要な住宅耐震の診断・補強工事について、事業の年次計画を策定し、年度毎の達成状況を公表し、推進すること。防災訓練や講演会、個別訪問による直接的な情報提供や働きかけなど、大小あらゆる機会を通して、制度の周知を徹底すること。耐震化促進協議会は町会・建設関連団体と行政が一体となった体制とし、区の責任で耐震化の推進を強化すること。
8. 木造住宅の一般耐震診断は自己負担分を無料とし、通年申請を受け付けること。区の責任で、耐震診断士を増員するなど体制強化を急ぐこと。
9. 熊本地震の教訓を踏まえ、新耐震基準以降の 1981～2000 年築の住宅についても耐震診断と補強工事の助成制度の対象にすること。
10. 木造住宅耐震改修助成は、同時に行う工事も補助対象とし、300 万円を上限に支給すること。障害者や高齢者がいる世帯、低所得者世帯は、助成額を上乗せすること。多くの区内中小企業に仕事が回るように、助成額の割増など誘導策を実施すること。
11. 木造住宅簡易補強工事は、品川シェルターの普及に向け、区民への周知と工夫を強化すること。品川シェルター以外の工法も開発するなど、同程度の簡易な補強工事も助成対象とすること。墨田区が実施している防火・耐震化改修促進事業を、品川区でも導入すること。
12. 住宅建替え・不燃化支援事業は区内全域で実施すること。
13. マンションの耐震補強支援を強化すること。
14. 密集住宅市街地整備促進事業地区、防災生活圏促進事業地区以外でも公園・公開空地を積極的に確保すること。一町会に一ヶ所の公園（防災活動広場など）がない町会は優先して確保すること。密集住宅市街地整備促進事業地区の拡大を図ること。
15. 公園トイレや公衆トイレについて、洋式化とセクシャルマイノリティへの配慮、ベビーシート・チェアやユニバーサルシートの設置など多目的化を進めること。
16. 住宅用火災警報器設置助成制度を復活させ、全世帯設置を徹底すること。
17. 家具転倒防止器具の設置普及へ、一般世帯を対象にした家具転倒防止器具の取付費用の助成制度は本人負担を無料にし、器具の配布も助成対象にすること。全ての高齢者、障害者、妊娠婦、ひとり親の世帯など必要な家庭には器具の配布と設置は無料でおこなうこと。設置工事については、区内建設業者の仕事確保支援策を位置づけること。

18. 中高層マンションでの震災対策について、ライフライン復旧までの対策やエレベーター閉じ込め防止対策、防災倉庫、防災住民組織、防災訓練の実施など実態調査を定期的に実施すること。策定されたマニュアルやハンドブックは、地域防災訓練やマンション管理組合の総会時などでの配布や全戸配布を実施するなど周知を徹底し、当事者参加を位置づけ居住者支援策の改善・強化を図ること。
19. 長時間地震動、長周期地震動の被害が指摘されている中、これ以上の超高層ビル建設は中止し、被害の実態について、独自に調査や研究を進め、マンション防災対策に反映させること。
20. マンションとあわせ、戸建住宅についても、震災時における在宅避難生活支援プランを策定し、障害者や高齢者など在宅支援が困難な方と避難所、各福祉施設との連携について、住民参加を位置づけて構築すること。
21. 区の建物などについて、エレベーターがある区営住宅や区民住宅、八潮団地、品川区役所、きゅりあん、スクエア荏原、中小企業センターなどにエレベーター内備蓄ボックスを設置し備蓄を行い、利用者の安全確保、区民へのPRを実施すること。
22. 震災時の通話の確保へ、地域センターなど公共施設に公衆電話を設置すること。
23. オフィスビルについて、帰宅困難者用の備蓄・コピー機固定やロッカー転倒防止など必要な対策の推進を図るため、策定された事業者向け防災ハンドブックの充実と普及につとめ、定期的な実施状況の確認を行うこと。
24. 障害者や高齢者など災害時要援護者の震災時の生活や支援策について、現状の防災計画への理解を深めるため、当事者及び家族に対し、説明会を定期的に実施すること。寄せられた意見や不安については、防災計画に丁寧に反映させること。
25. 手話ボランティアの受け入れ態勢及び、聴覚障害者の支援拠点避難所を整備すること。支援拠点避難所に聴覚障害者の情報保障を担う手話通訳者や手話ができる方を配置すること。手話通訳者等が着用するビブスなどを備えること。
26. 家庭での懐中電灯やラジオなど災害用品のあっせん事業と備えの重要性の周知啓発を徹底すること。
27. 地震や台風発生時の災害情報の伝達手段については、防災無線の改善以外にも、防災ラジオ、FMしながわ、SNS・メールやホームページ、CATV、電話などの手段を使い、必要な情報が着実に区民に届くように万全の体制を取ること。ホームページがつながらないことがないよう通信容量のアップや、デジタル化に伴い使用できなくなる防災ラジオの更新・低廉な価格でのあつ

せんを行うこと。

28. 避難行動要支援者名簿登録の対象について、知的障害や精神障害などを「希望するもの」ではなく、はじめから対象とし、定期的な郵送や障害者福祉祭りなどイベント事業などを通じて、制度周知の徹底を図ること。名簿登録は福祉関係部局や民生委員など関係者を集め、直接働きかける同意方式に変え、抜本的に登録を引き上げること。
29. 豪雨災害及び首都直下型大震災について、介護が必要な高齢者や障害者の避難や避難生活（在宅及び避難先）を支援するための個別計画の作成を、介護事業所や地域住民などの協力を得ながら、本人や家族の同意を丁寧に確認し、着実に進めること。
30. 福祉避難所・二次避難所について、必要な受入数を想定し、規模に見合った施設確保を民間施設と共に協力し進めること。必要な支援体制と備蓄などの確立に向け、障害者やその家族の参加を位置づけた、災害時要援護者支援マニュアルと同避難所運営マニュアルの策定を直ちに進め、区ホームページに公開すること。計画策定後は実効性を高め、必要な改善に繋げるために障害者が参加し避難所運営訓練を実施すること。
31. 震災関連死を防ぎ、人権が保障される避難所環境の確保へ、国際基準・スフィア基準を参考に、あたたかい食事の提供、プライバシーを保つ間仕切りやエコノミー症候群予防にもなる簡易ベッド・ダンボールベッドの活用、冷暖房、入浴設備、寝食分離できる食事スペース、女性トイレの数を男性の3倍にする等、避難所の改善を、障害者や高齢者などの参加を位置づけて進めること。全ての避難所に太陽光発電と蓄電池設備を設置すること。ペットの同伴避難ができる避難所を設けること。台風・豪雨・高潮に伴う避難所の開設にあたっても同様の対応をとること。
32. 全ての避難所について、住民参加を位置づけて避難所運営計画を策定し、避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成し、地域住民への配布や区ホームページに公開するなど区民への事前周知と避難所運営訓練の実施、改善点のマニュアルへの反映を徹底すること。その際、避難所の中に福祉避難室の設置や必要品の備蓄、支援体制を強め、高齢者や障害者、妊婦や乳幼児の人権と生命が守れる計画の策定を徹底すること。
33. ヘルプカードの活用について、当事者への事業周知を徹底することとあわせて、区民への理解を広げ、震災時の支援ができる環境を整えること。
34. 浸水ハザードマップの浸水区域内にある高齢者や障害者施設等は災害時タイムラインを作成し早めに避難できるように計画を立てること。
35. 水害時の自主避難施設の開設方針を住民に周知・徹底すること。
36. 浸水区域内にある区民避難所は対象から外し、あらかじめ別の区民避難所を

指定し、日頃から周知しておくこと。

37. 水害時の避難者数の想定を行い、間仕切りや段ボールベッドなど必要な数の備蓄をすること。
38. 障害者や寝たきりの高齢者がいるために避難所に行けない在宅避難者への支援と情報が行き届くようにすること。そのために在宅避難している事を届け出ることで在宅避難者も物資など支援を受けられることを平素から周知しておくこと。
39. 災害発生後、自宅を失い避難を余儀なくされた方について、学校体育館での避難生活を続けるのではなく、ホテルを避難所として借り上げ、避難生活ができるようにすること。
40. 津波・高潮対策について、区の責任で、住民参加を位置づけた住民避難計画作成と訓練を実施すること。津波・高潮避難ビルの指定を更に進めること。
41. 液状化のハザードマップを作り、被害状況や海拔・地盤情報などの、区民へのわかりやすい情報提供に努めること。地盤の診断や改良工事などの技術的・経済的支援を実施すること。
42. 各町会に配備されたスタンドパイプが震災時に使用できるよう、都に対して上水道継ぎ手耐震化目標を100%に引き上げ、緊急に進めるよう求めること。火災危険度の高い地域については優先すること。
43. スタンドパイプは各町会配備のみでなく地域の声をよく聞き、地域の危険度に合わせたきめ細かな配備や、ホースの支給、収納ケース設置支援を実施すること。また、全ての町会でスタンドパイプの訓練が実施できるように、消防署と連携した支援を強めること。
44. 防災資器材整備助成制度の対象に、区と災害時協力協定を締結する地域防災組織も加えること。
45. D級ポンプ、C級ポンプを各町会に必要数配備し、多くの区民が使えるような訓練と体制整備を行うこと。
46. 感震ブレーカー設置助成制度は周知の徹底と、区内全域へ対象を拡大すること。また、工事委託先に品川区住宅センターも加えること。
47. 初期消火対策として、街頭消火器などの増配備を町会と連携して推進すること。また、公共施設など配備可能な施設にまとめて配備するなど抜本的に強化すること。
48. 防火貯水槽、防災井戸のポンプ設置や修理などへの助成制度の創設など消防水利の確保を抜本的に増やすこと。火災危険度の高い地域への設置は直ちに行うこと。
49. 街頭消火器マップとともに防火貯水槽、消火栓の場所など防災情報がわかるマップを町会ごとに作成し、住民に配布するなど、周知を徹底すること。

50. 消防隊員の処遇改善とあわせ、消防署の職員体制、消防車の増配置など消防力強化を東京都に求めること。
51. 消防団分団施設の土地を確保し、会議休憩室、トイレなど完備するよう都に働きかけること。
52. 各避難所・駅ごとに避難者や帰宅困難者の想定を行い、避難所や帰宅困難者一時滞在所の確保に向け、民間施設にも働きかけて、必要な防災計画を策定すること。
53. 各避難所の備蓄物資と食糧は必要数を想定し、1～2日分にとどまらず備蓄を強化すること。まずは、最低1週間以上の飲料水、食糧、トイレ、毛布など防寒具の確保を区が責任をもって進めること。
54. 防災備蓄について、ベッド及び間仕切りをさらに増やすこと。備蓄項目にテントを追加すること。
55. 防災トイレは、必要数を想定し、確保に努めること。学校避難所の上下水道の耐震化を行い、すべてのトイレが使用可能になることを目指すこと。広域避難場所にマンホールトイレや、防災井戸や雨水利用タンク（管理棟や公衆トイレなどの屋根を利用）の設置を急いで進めること。災害時に利用可能なトイレ設置は新設の公園だけでなく、既存の公園や福祉施設にも設置を進めること。
56. 災害時の情報発信について、発災直後や半日後、2～3日後、一週間後、一ヶ月後など、それぞれ、各時系列で、発信すべき情報について、過去の震災に学び、あらかじめアナウンス原稿や発信文章を策定し、防災訓練などで活用、改善を積み重ねること。知的・精神・視覚・聴覚障害者など、情報を受信することが困難な方への支援策を区の責任で構築すること。
57. 仮設住宅の設置について、まずは引き続き自宅での生活を可能とするための耐震化支援を徹底すると共に、必要な仮設住宅の建設予定戸数や民間敷地での建設など、必要な計画を作ること。また、過去の震災に学び、プレハブ業者への一括発注ではなく、人権が保障され生活環境が整う仮設住宅の建設やホテルや賃貸住宅など、借り上げ型仮設住宅について、具体的に検討すること。
58. 災害復旧特別会計に、長期的な復興計画を盛り込む事はやめること。

（ 原発災害 ）

1. 原発の再稼働に反対し、原発ゼロを政府に求めること。
2. ALPS 処理後の汚染水について海洋放出方針を撤回し、英知を集めて汚染水の発生を抑えるよう国に求めること。

3. 品川区が独自に行なっている放射線量の測定は継続し、その費用は、国と東電が負担するよう政府に求めること。
4. 子どもたちの内部被曝ゼロを目指し、区民の不安解消のため、学校・保育園給食食材の放射線量測定は継続し、全ての学校や保育園、幼稚園の測定を実施し回数を増やすこと。
5. 放射線測定器の区民への貸出を継続すること。
6. 希望者が放射能による健康被害をチェックできる対策をとること。
7. 地域防災計画にある、原発災害から区民を守るための放射能被害対策の内容を抜本的に引き上げること。

子どもの人権を尊重し、ゆきとどいた教育を

1. 子どもの権利条約と東京都こども基本条例の精神に則り、子ども施策を検討する上では、当事者の子ども自身の意見を聞き、意見を表明する権利を保障することを基本姿勢とすること。
2. 子どもの権利条約について、条約そのものを教材とし学校で子どもに直接教える機会を設けること。子ども・保護者・子どもに関わる関連団体の参加で「子どもの権利条例」を制定し、あらゆる子ども施策の指針とすること。
3. 小学校に続き、中学校での35人学級の実施を国に求めるとともに、区固有及び都加配教員を活用し、小中学校全学年における実施を区独自に実施すること。また、対象となる学年は全校実施とすること。
4. 少人数学級の更なる推進へ、学校隣地を購入し教室を増やすことや学校の増設も含めた検討を進めること。
5. 区立小中学校の学校選択制は中止すること。
6. 小中一貫教育などの「しながわ教育ルネッサンス」は、教職員や保護者、地域住民などの参加、学区毎の公聴会の開催等を行い、子どもの権利条約を踏まえ真摯に検証して見直すこと。
7. 品川区一斉学力テストの実施と公開は中止すること。また、全国学力テストには参加しないこと。
8. 標準授業時間を上回る品川区の授業時間数と土曜授業の削減をすること。
9. 「義務教育学校」は廃止し、元の学校に戻すこと。
10. 年間140時間に増やした市民科の時間数は元に戻すこと。市民科に統合された特別活動（学級活動）、総合的な学習の時間は、現場や保護者・子どもの声を聞きながら復活させること。
11. 学校運営やコミュニティ・スクールは、地域、保護者、教職員の意見を聞き、民主的に行うこと。
12. コミュニティ・スクールの学校地域コーディネーターの活動保障と人材確保へ、現在の月48時間との時間数を増やし、活動にかかる諸経費を保障し、待遇も改善すること。
13. 学校、幼稚園、保育園、幼保一体施設の行事等において、内心の自由を奪う「日の丸」「君が代」の強制をしないこと。
14. 教育委員会の予算審議と議事録は全文公開とすること。また、教育委員会定例会の傍聴は、希望者全員を受け入れるようにし、マイクの使用や磁気ループの整備など傍聴者が聞こえるようにすること。また資料の配布をおこなうこと。特に教科書採択の日の教育委員会の傍聴は、全員受け入れ、傍聴者に

も審査の内容が分かるよう、教科書会社名はイニシャルではなく実名で審査すること。

15. 区長は教育への不当な介入はせず教育環境の整備に徹すること。
16. 教育委員会は、教育委員を公選制とし、委員の合議体として独立性を貫くこと。
17. 子どもの貧困を区政の問題として正面から捉え、実態を把握し、それに基づいて子どもの貧困削減目標を明確にした計画をつくり推進体制を整えること。児童センター、保健所、主任児童委員など児童虐待防止のネットワークを強化するためにも、必要な職員配置をすること。
18. 学校図書館司書は、現在の週2.5日から週5日間に増やし、学校司書が毎日いる図書館にすること。学校の教育活動と十分に連携できるようにするため、専任の直接雇用とすること。当面、現在の委託の学校図書館司書は、非常勤職員として配置すること。
19. 普通教室の天井に扇風機を備えること。
20. 教室の雨漏りやプールの防水加工など不具合な箇所を直ちに改修すること。
21. 全ての学校プールのシャワーを温水に取り換えること。
22. 学校給食は無料とすること。
23. 学校給食調理業務の民間委託は中止して直営に戻すこと。
24. すべての学校に栄養士を配置できるよう東京都に配置基準の見直しを求めること。当面は食育など必要な指導ができるよう区が正規で栄養士を採用して配置すること。
25. 子どもの成長を支える用務職の技術と経験を継承するため採用を再開すること。
26. 学校でのインクルーシブ教育を進め、交流と共同学習の充実、副籍制度の活用を積極的にすること。
27. 地域の学校に通うという選択肢が持てるよう、全ての区立学校に特別支援学級を設置すること。
28. インクルーシブ教育として普通教室と自然に交流し、学びあえるよう特別支援学級の学校内での配置場所を見直すこと。
29. 各学校に設置された特別支援教室の運営の充実、障害を持つ子の教育にふさわしい環境に整えること。
30. 特別支援教室の子どもの状態を把握して、担任と指導員をつなげる重要な役割を持つ専門員の処遇を改善すること。
31. 特別支援教育の巡回指導員教員の専門性や力量を高める支援を丁寧に行うこと。

32. 特別支援教室の拠点校から各学校の教室に教材をもっていく必要がないようあらかじめ配備すること。
33. 特別支援学校における放課後支援事業（学童保育事業）の実施に向け、東京都と連携して検討すること。
34. 東京都立臨海青海特別支援学校の学区域に八潮・勝島・東品川・南大井を入れないよう都に求めること。
35. 特別支援教育推進計画を策定し、教職員が発達障害を含めた障害児への理解を深めるための研修計画、支援のありかたの研究、子どもたち・保護者・区民に対する理解促進の計画をたて、それを定期的に見直し、現状や成果、課題を明らかにし、さらに充実に向けて取り組む仕組みをつくること。
36. 特別支援教育の推進にあたって、学習支援員・介助員を増員し、子どもの必要に応じて配置すること。
37. 都が2022年度から始める特別支援教室の担当教員の配置基準の改悪（子ども10人につき1人→12人につき1人）と、運営ガイドラインの改悪（子どもが特別支援教室に通える期間を原則1年、最大2年との制限を設ける）の中止を都に求めること。当面、区として今まで通りの配置と運用を続けること。
38. 校庭の芝生化は利用実態を把握しながら進めること。また、人工芝は、健康への影響被害を検証し適切な素材を使用すること。
39. すべての学校に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの活用を通して環境学習を深められるようにすること。
40. 義務教育の完全無償化に向けて、ドリルなど教材費、部活動にかかる費用などを無料にすること。
41. 小規模校の卒業アルバム代や社会科見学のバス代などの補助を増やすこと。
42. 就学援助は生活保護費引き下げに運動させないこと。また、入学準備金は実態に合わせて増額すること。制服代は実費支給とし、就学援助の項目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、塾代など加えること。国の通知のとおり公立だけでなく国立や私立も就学援助の対象にすること。
43. 日本の高すぎる大学・短大・専門学校の授業料を段階的に無償化するため、すみやかに半分に値下げするよう国に求めること。
44. 高校や大学などの給付型奨学金制度の対象拡大や増額などを国や都に求め、区独自に大学生への給付型奨学金の制度をつくること。また、区の奨学金貸付事業の返還免除は全員を対象にすること。
45. しながわ水族館と品川歴史館の児童・小中学生の利用料は無料にすること。
46. 生徒数の多い義務教育学校の校庭は児童生徒数に見合った広さを確保し、教育環境を整えること。

47. 学校校舎は車椅子が使えるようバリアフリー化を進めること。
48. 義務教育国庫負担を 2 分の 1 に戻すよう国に求めること。
49. 区教委は中学校在学中の不登校による欠席を高校入試のマイナス材料にしないよう高校に求めること。
50. いじめへの対応は後まわしにせず、子どもの命を最優先にすること。
51. いじめや不登校で苦しむ子どもに気づき対応できるよう、また、子どもがいつでも相談できるようスクールカウンセラーを全校に正規職員で常勤配置すること。スクールソーシャルワーカーは正規雇用し常勤配置すること。
52. 不登校やいじめのほか、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）の児童・生徒のきめ細やかな支援のため、川崎市を参考に、児童支援コーディネーターを専任化し配置すること。
53. いじめからかけがえのない子どもの命、心身を守りぬくために、全国や区内でいじめを解決した貴重な経験を学び、教職員、保護者、地域で共有し生かすこと。
54. 学校生活の中で児童会や生徒会などの自主的・自治的活動の比重を高め、いじめをしない人間関係をつくる教育活動に取り組むこと。
55. 品川区いじめ防止対策推進条例はいじめの禁止や厳罰化、道徳教育の押し付けではなく、子どものいのち最優先に子どもがいじめられずに安全に生きる権利と、遺族などの真相を知る権利を保障するものに見直すこと。
56. 児童生徒を主体にしたいじめ克服に向けたシンポジウムを実施すること。
57. 区としてチャイルドラインの番号記載のカードを印刷し、公立私立を問わず区内の小学校・中学校・高校生に配布すること。
58. 子どもが気兼ねせず相談できるように、まもるっしにチャイルドラインの番号を登録し通話できるようにすること。
59. チャイルドラインが学校で行っている出前授業の実施と普及を支援し、教材や交通費などの予算措置を講じること。
60. 大雨や台風など急な災害で学校を休校とする時の対応について、自宅に一人でいる低学年の子どもへの支援を検討すること。また、天候の回復などで、授業の再開が可能な際のルールを作成すること。
61. 伊藤学園プールの一般開放を 6 月から 10 月の時期の夜間や土日などで再開すること。
62. 図書館への指定管理者制度は止め、窓口の業務委託を含め、直営で行うこと。専任の司書職員を配置し区民サービスを充実すること。
63. 都立小山台高校定時制の存続を都に求めること。

64. 教職員の多忙化の解消のために必要な増員を行うこと。また、管理職がタイムカードの休日打刻を禁じることや、超勤が少ない学校のランキングを出すことなどは止め、教職員の勤務実態を把握した上で労働環境の改善すること。
65. 教員の多忙化解消と一人ひとりの子どもに向き合える環境保障のため、管理職と一般の教職員が話し合いの場をつくり、学力テストなど不要不急の仕事を減らすこと。介助員の申請書類を簡略化し負担を軽減すること。勤務時間に授業準備ができるよう授業数の削減を国に求めること。
66. 教員の長時間労働を固定化する変形労働制の導入方針は撤回すること。2021年度4月から施行可とされている条例等の制定は行わないこと。
67. 人事査定制度、主幹・指導・主任教諭制度の廃止を国に求めること。
68. 子どもの言動を事細かく管理する「学校スタンダード」は、子どもや教員、保護者の意見を聞き、子どもの権利条約を実践する立場で見直すこと。
69. 「ツーブロック禁止」や「肩より長い髪を下ろしたまま禁止」など、理不尽な校則は児童・生徒、保護者の意見も踏まえて見直しを進めること。
70. 中学生の下着の色や見た目を、校則で指定することは止めること。
71. 学校における性の多様性を理解する授業について、具体的な実践や教材の作成へ、リビットなど関係団体との連携を進めること。また、小学校、中学校、義務教育学校の学校図書室に、子どもにも理解しやすい関係図書を配置すること。
72. ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」や東京都が改訂した「性教育の手引き」に基づき、区立学校でも包括的性教育の実施へ、カリキュラムの研究や実践を行うこと。
73. 性の悩みを受け付ける区の電話によるカウンセリング相談や「よりそいホットライン」について、学校の保健室や廊下などのポスター提示等で相談窓口の周知を徹底すること。
74. 子どもたちの頭上を低空で通過する羽田新飛行ルートに対し、教育委員会として中止を求めること。

住民参加を位置づけ区民サービスの向上を

1. 「住民参加条例」を制定し、あらゆる分野で政策決定をする前に住民に説明し、合意形成を徹底すること。
2. 「品川区公共施設等総合計画」は、区所有の施設延床面積・新規施設建設の抑制や、施設の複合化・統合、民営化ありきはやめること。
3. 戸籍住民課など区役所窓口の民間委託はやめ直営に戻すこと。
4. 区への誇りや愛着、おもてなし活動を強制する品川区おもてなし条例は廃止すること。
5. 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例は、各団体の自主性を担保し、参加の強制や新たな負担増にならない内容に改定すること。
6. 客引き行為等の防止に関する条例は、すべての区民活動を対象とせずに、悪質な業種を指定する内容に改定すること。
7. 指定管理者制度について、事業者の選考過程や理由に関する資料は、全てホームページで公開すること。
8. 指定管理者制度のモニタリング評価は、事業者まかせではなく区が行うこと。また、総括シートは事業所の経営状況、職員体制や待遇などをチェック項目とするなど事業にかかる内容は、全てホームページで公開すること。
9. 情報公開制度は政策形成過程の情報も原則公開とし、公開手数料は無料とすること。また、コピー代について、白黒及びカラーの印刷代は料金を引き下げるのこと。
10. 「広報しながわ」が届かない区民に、郵送できることを回覧板や区のケーブルテレビなどで周知徹底すること。
11. パブリックコメントを行う前に住民への説明会を各地域センターごとに開催し、期間は最低 1 か月とすること。また、希望する区民に資料を配布し、意見を提出した区民に対し見解を示した区の返信を出すこと。
12. 各種審議会等の傍聴について、①会議の冒頭に毎回諮ることなく傍聴できるようすること、②傍聴者の途中入室を認めること、③傍聴者に資料を配布し、その資料の持ち帰りを認めること、④資料と会議録全文はインターネットで公開すること、以上を基本原則とすること。
13. 区の付属機関の委員の構成は、年齢や職業など幅広い住民世論を反映できるように改善すること。行政委員会の委員などの報酬は社会情勢を踏まえ引き下げるのこと。
14. 区の幹部職員、付属機関、審議会などに女性の比率を高めること。
15. 非核平和都市宣言をしている区として、「ヒバクシャ国際署名」に品川区長として署名すること。また、「核兵器禁止条約」に賛同を表明するとともに、

国に早期の条約批准を働きかけること。

16. 核兵器廃絶を求める非核宣言自治体協議会へ参加し、あらゆる核実験に抗議声明を送付すること。
17. 非核平和都市品川宣言を各国政府に送付して、核廃絶を訴えること。
18. 戦争体験世代が減少する中、空襲による犠牲や防空壕など品川区内の戦跡の発掘と保存をすること。また、新たな戦争体験集を公募して発行すること。
19. 非核平和都市宣言を生かし被爆者見舞金の金額を引き上げること。
20. 区民を戦争に動員する国民保護計画は中止すること。
21. 憲法九条改憲に反対し、憲法違反の安保法制=戦争法廃止、特定秘密保護法、「共謀罪」法の廃止を国に求めること。
22. 憲法が保障する地方自治を否定する辺野古基地建設の強行について、沖縄の鬪いと連帯し、国に抗議すること。
23. 区と関連のある企業、第三セクター、社会福祉法人などへの幹部職員の天下りは中止すること。
24. 人権尊重都市品川宣言にSOGI 差別禁止を追加し、性の多様性を理解し、性的マイノリティの人権を守るために職員研修や区民への啓発、学校教育を充実すること。
25. 人権尊重都市品川宣言の精神にのっとり、障害者や高齢者、外国人などへの差別を解消するための啓発活動に力をそそぐこと。
26. 行政への申請書類について、性別表記の一斉調査を定期的に行い、申請に不必要的性別表記は削除すること。
27. 世田谷区が実施した「性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査」を参考に、区民の性自認や性的指向についての暮らしと意識の実態調査を実施すること。
28. LGBT など多様な性への理解促進と支援の実施やSOGI 差別禁止に向けた事業展開を充実すること。
29. 渋谷区や世田谷区、札幌市などの先進自治体を参考に、パートナーシップ制度を品川区でも導入すること。
30. 子どもや社会人へのLGBT 電話相談窓口を開設すること。
31. 学校や庁舎など区施設でのトイレや更衣室などの施設整備に、LGBT 当事者の意見を踏まえ、子どもも大人も安心できる環境整備を促進する計画を策定すること。
32. 品川区職員互助組合について、同性パートナーも異性パートナーと同様に結婚や傷病等に対する手当を支給すること。
33. ジェンダー平等を行政計画に十分に位置づけ、その実現への取り組みを抜本的に強めること。

34. 性的同意について、子どもも大人も学ぶ機会を多様な形でつくること。また、そのために年齢に応じたガイドブックを作成すること。
35. DV から被害者を守り、自立のための施策の充実を図ること。区役所 7 階の相談ブースは今の通路側ではなく、プライバシーを守り落ち着いて悩みを相談できる部屋に整備すること。また、加害者更生についての調査研究・対策を行うこと。
36. 同和相談員など同和事業は廃止し、「解同」品川支部への総務部分室の貸し出しをやめ、「月見橋の家」の建て替え後はもどさないこと。
37. 公共職場におけるサービス残業を一掃すること。会計年度任用職員の給与や休暇など労働条件は正規職員と同一労働、同一賃金とし、雇用の継続を図ること。行政サービスを行う派遣労働者は希望者全員を直接雇用すること。
38. 区民の自主的な活動を支援するために集会施設を増やすこと。特に 100 人～200 人規模の施設を整備すること。また、使用料は低廉な料金とし、学校、児童センターは無料にすること。また、第三庁舎 6 階講堂、防災センター3階ロビーは区民が利用できるようにすること。
39. 東品川地域に住民票や戸籍など各種行政手続きなどができるように地域センターを開設すること。例えば、東品川シルバーセンター隣の都有地（元消防所跡地）活用について、区民の声を聞きながら、地域センター等の住民要望の実現に充てること。
40. きゅりあんとスクエア荏原は直営にし、区民集会所と同様の利用料金とし、減免制度を設けること。
41. 区民ギャラリーの利用料は、低廉な料金に引き下げるのこと。
42. 臨海斎場、なぎさ会館、桐ヶ谷斎場へ大井町からもいけるようにバス路線の確保をすること。また、臨海斎場に帰りのバス停留所の案内表示をすること。宗家がマイクロバスを出す場合はバス代の補助を出すこと。
43. 臨海部広域斎場組合会議に対し、各自治体の公費負担を増やし、値上げされた臨海斎場の料金を元に戻すことを求めること。当面、区民の負担増とならないように区独自策を実施すること。
44. 文化センターや区民集会所、シルバーセンターなどの備品（マイク、カセットデッキ、DVD プレイヤー、プロジェクター、スクリーンなど）を充実させること。また、高齢者が安心して和室利用できるよう正座補助具又は和室用椅子を備え付けること。和室に着つけ教室用の鏡の設置、机やいすなどの備品は高齢者が、軽くて扱いやすいものに改善すること。改善にあたっては利用者の意見を聞いて反映すること。
45. 1 時間で切れる仕様の区民集会所のフリーWi-Fi は、リモート会議利用等で支障があるため、少なくとも借りている時間帯は切れないように改善すること

と。

46. 料理教室など区民の自主的な活動を支援するため、調理ができる施設の増設を進めること。
47. 演劇や音楽活動の練習ができるよう、防音設備のある施設への改修と増設を行うこと。
48. 区民が利用できる身近な所に、宿泊可能な研修施設をつくること。
49. 高齢者など区民が品川荘を気軽に利用できるように、送迎バス付きの企画を作ること。
50. 選択的夫婦別姓を認めるよう国に求める。区として世論調査を行い、区民意見を把握すること。
51. 各種選挙において、郵便投票の対象を現在の要介護5から拡大するよう、引き続き国に働きかけること。
52. 各種選挙における期日前投票について、上大崎、東五反田地域における投票環境の整備を整えるため、大崎図書館などの区有施設や、JR目黒駅前のアトレ、都営浅草線五反田駅の地下構内などに期日前投票所を設置すること。
53. 西大井4丁目の大田区側について、当日投票所は遠くのウェルカムセンター原ではなく、近くの伊藤小学校に変更すること。
54. 家族が亡くなった際などに行う、様々な行政手続きを一ヵ所で行うワンストップサービスについて、導入する時は区直営で実施すること。

権利としてのスポーツ振興の充実を

1. 区民が身近にスポーツや文化を享受できる環境づくりを促進するため、公園における遊具の充実や日常の練習や試合ができる球技、水泳、屋内スポーツ等の競技場整備の充実を図ること。また、施設利用料について、区民利用は無料とすること。
2. 品川区スポーツ推進計画に、障害者スポーツの推進を位置付けること。その中にその人に合わせてルールを作るアダプテッド・スポーツの観点を取り入れ、普及すること。
3. 障害がある方が身近にスポーツを楽しむことができるよう、既存の公園や競技場について、誰でもトイレの複数配置や休憩室の整備、医療体制の構築、段差解消や点字ブロックの整備などバリアフリー対応の徹底を、当事者参加を位置づけて進めること。
4. 品川区障害者スポーツセンターを建設し、障害がある方の日常的なスポーツ参加の環境を抜本的に充実させること。また、デイサービスや障害児・者の福祉施設など身近なところで実施できる場所を増やすこと。
5. 区内競技場となる大井ふ頭中央海浜公園と潮風公園について、大会終了後に、地域スポーツの振興に寄与するため、都立公園の区移管を都に求めること。
6. 区内競技場における障害者の観覧席について、応援しているチームと一緒に観戦ができる場所や試合全体が見渡せる会場中央など、障害者用観覧席スペースの複数配置を都に求めること。
7. 様々なスポーツ要求に応えるため、フットサル場、スケーティングエリア、3オン3バスケットコートなどの施設を備えたスポーツ広場を設置すること。また、スポーツを低廉な料金で楽しめる野球場やサッカー場などの施設を増やすこと。八潮北公園のフットサル場、スケートボード場は無料とすること。
8. スポーツ施設などのコインロッカー利用料は無料(リターン式)とすること。

若者の声を区政に

1. 改悪された労働者派遣法を抜本改正し、正規雇用を基本とするよう国に求めること。
2. 若年層の雇用推進を図るため、若者の生活や賃金、雇用状況などの実態調査を行うこと。また、若者の未進学、未就職、高校中退者などの実態を把握するため、調査を実施すること。
3. 子ども・若者育成支援法に基づく、品川区子ども・若者計画はひきこもり支援や自殺対策などの拡充に向け、独自に子ども・若者支援地域協議会を設置し、NPO や高校など関係者が情報を共有し具体的な支援策を充実すること。また当事者の意見を反映させること。
4. 若者の正規雇用化を支援する、若者就労体験事業を復活させること。
5. 「品川区合同就職説明会」を、中小企業向け求人企業支援策とともに若者支援策としても位置づけた上で復活させ、参加企業と回数を増やして実施すること。
6. ハローワークなどとも連携して、若者を採用し技術を習得させ育てようという意欲のある事業主が、安定して採用活動できるよう支援策を実施すること。女性が建設業界で働くためや、技能士や施工管理技士といった専門的な資格を取得するための支援をすること。
7. 若者サポートステーションを設置し、若者の実態や苦悩によりそった「居場所づくり」とあわせ、語学、パソコンなどのスキルアップに向けた様々なメニューを実施すること。
8. 若者を使い捨てにするブラック企業をなくすため、(仮称) 品川区ブラック企業根絶宣言を行い、区内企業へ雇用主としての社会的責任や労働基準法を遵守するよう徹底すること。区としても区内ブラック企業の実態調査、若者を対象にした労働三権や労働時間など労働基準法を学ぶ講演会の開催、労働基準監督署や労働組合と連携した労働相談会などを開催し、若者の仕事と生活を応援すること。
9. 東京都と連携して「ポケット労働法」を増刷し、成人式での配布、高校・大学への配布、スマホへのダウンロード、公式 LINE での提供、品川区わかもの・女性就業相談コーナー等の区の窓口、駅頭・コンビニ・ネットカフェなど、若者が目に付く場所に置いて普及すること。
10. 大学や専門学校、高校などに区内企業の求人情報を提供し、学生・生徒に募集内容の周知につとめること。あわせて大手企業に賃金引上げ、新規採用枠の拡大、内定取り消しや派遣切り・期間工切りを実施しないよう働きかけること。若者の仕事確保と中小企業の人材確保を支援する事業を強めること。

11. 子ども若者フリースペースは、コロナ禍で複雑・深刻化し、益々需要が増える支援ニーズに対応できるよう、予算を増額すること。継続して支援にあたれるユースワーカーを育成するために、常勤者を増やすこと。
12. 男女共同参画センターに Wi - Fi を設置すること。